国際労働基準

プログラム・マニュアル

The Walt Disney Company

Revised April 2013

© Disney

目次

I はじめに 1

II 一般要件 2

III 製造業者行動規範とコンプライアンス最低基準 4

IV 調達制限 6

V 指定施設の申請と承認 8

VI ILS監査 11

VII 不順守状態の改善 15

VIII 指定施設の生産承認の取り消し 16

IX ILS監査と指定施設の開示 17

X ディズニーのILS倫理規定 18

付録 19

I はじめに

ザ・ウォルト・ディズニー・カンパニーは、ブランド製品が生産されるすべての仕事場が安全でお互いを受け入れ尊重し合う場であるよう促進するために、国際労働基準プログラム（「ILSプログラム」）を設定しました。このILSプログラムは、ザ・ウォルト・ディズニー・カンパニーの企業市民活動の取り組みにおける重要な要素です。企業市民活動の詳細については http://corporate.disney.go.com/citizenship をご覧ください。

このILSプログラムは、何らかの目的において世界のいずれかの場所で生産される、ザ・ウォルト・ディズニー・カンパニーとその関連会社（「ディズニー」）が適切に所有または管理するあらゆる知的財産を含み、一要素とし、または利用するあらゆる製品、製品部品および素材（「ディズニーブランド製品」）の生産に適用されます。これには、ライセンス製品、プロモーション・グッズ、出版物、印刷物、景品が含まれます。ディズニーの知的財産とは、ディズニー（ABC、ESPN、Marvel、Pixar、Lucasfilmなどを含む）が所有または管理するすべての名称、マーク、ロゴ、キャラクターおよびその他の専有の名称と財産を含みます。

ディズニーのライセンシーまたはベンダーとして、貴社はディズニー・ブランド製品がILSプログラムを順守して生産されることに責任を負います。このILSプログラム・マニュアルは、ラインセンシーおよびベンダーに一般的な要件をご説明すると共に、貴社が契約要件を満たすための参考資料を掲載しています。このILSプログラム・マニュアルを細部までお読みいただき、ILSプログラムの要望を満たすために必要な知識、経験と機能を取得していただけますようお願いします。

ディズニーは現在、全ライセンシーおよびベンダーに同一のILSプログラムを適用するよう、移行作業を進めています。ディズニーの改定版ILSプログラムの重要な変更点のひとつは、このILSプログラム・マニュアルに記載される通り、すべてのライセンシーおよびベンダーに生産前および継続的に監査レポートを定期的に提出する義務が課せられることです。これは、ディズニーとそのライセンシーおよびベンダーが、ディズニー・ブランド製品の生産現場の労働条件をより正確に把握することを意図しています。ライセンシーおよびベンダーはこの要件の対象となった際に通知を受けます。また、このILSプログラム・マニュアルで別途規定されない限り、通知があるまでは監査レポートを定期的に提出する必要はありません。

このILSプログラム・マニュアルは、貴社とディズニーの契約を補足するものです。このILSプログラム・マニュアルに、貴社とディズニーの契約内容と矛盾する部分があるときは、貴社とディズニーの契約が優先します。このILSプログラム・マニュアルは、ここに記載されている事項と関連するすべての既存のマニュアル、ガイド、同種の資料に優先します。このILSプログラム・マニュアルは随時改訂されることがあります。

II 一般要件

ライセンシーとベンダーは、ディズニー・ブランド製品が、安全でお互いを受け入れ尊重し合う職場環境で生産されるよう促進するために重要な役割を担っています。ライセンシーおよびベンダーは、以下のILSプログラム要件を順守するよう求められます。

- **調達許可国のみから調達し、適用される条件を守ってください：** 調達許可国リストにない国、または米国政府その他の適用法により制限を受ける国において、ディズニー・ブランド製品を生産しないでください。また、指定施設が存在する調達許可国における生産に関するすべての条件を順守してください。（詳細は**「調達制限」**を参照ください）。

- **要件を満たす指定施設を選択してください：** ディズニーは製造業者行動規範（「ディズニー規範」）を採用し、ディズニー・ブランド製品の生産に従事するすべての指定施設が最低でもディズニー規範、または事前にディズニーが承認した他の労働基準の規範の必要レベルを満たし、それを維持することを求めています（ディズニー規範と承認済み代替規範を総称して「規範」と呼ぶことがあります）。この順守の必要レベルを、コンプライアンス最低基準（「MCS」）と呼びます。貴社は、最低でもMCSを満たし、維持している指定施設のみを選び、使用する責任があります。（詳細は、**「製造業者行動規範とコンプライアンス最低基準」**をご覧ください）。

- **ディズニーが期待している事項を指定施設に伝えてください：** 今後使用するまたは現在使用している指定施設に、規範、MCS、ILSプログラム要件に関して説明してください。ライセンシーおよびベンダーは、各指定施設に規範を配布して、各指定施設がディズニーが期待する事項と要件を完全に理解するようにしてください。ライセンシーとベンダーは、指定施設が最低でもMCSおよび適用される追加の条件を満たし、商業的に妥当な範囲で指定施設が規範を完全に守っているよう徹底させる責任があります。（詳細は、**「製造業者行動規範とコンプライアンス最低基準」**をご覧ください）。

- **遅滞なく指定施設を申請し、必要な書類をご提出ください：** ディズニー・ブランド製品の生産開始前に、所在地がどこであったとしてもすべての指定施設を申請し、以下の書類をディズニーに提出してください：

    - 指定施設・製品承認（「FAMA」）申請書
    - **必要とされる場合、** MCSを満たした適格な社会順守監査レポート（「ILS監査」）

  （詳細については、**「調達制限」と「指定施設の申請と承認」**、**「ILS監査」**をご参照ください。）

- **指定施設の使用について、ディズニーから事前に承認を得てください：** 貴社が使用を申請した各指定施設でディズニー・ブランド製品の生産を開始する前に、ディズニーから署名済みのFAMAを受け取ることにより、承認を受けてください。（詳細は**「指定施設の申請と承認」**をご参照ください）。

- **改善をしてください：** 指定施設を継続して使用する条件として、その施設およびその施設を使用している他のライセンシー、ベンダーと連携し、ILSプログラムで指定された期限内にMCS違反を改善してください。労働条件の改善と規範の完全順守を進めてください。指定施設で継続してディズニーブランド製品を生産するための承認を維持するために、ILSプログラムによって必要とされる次のILS監査レポートを提出してください。（詳細は**「不順守状態の改善」**をご覧ください）。

- **指定施設へのアクセスを提供する：** 監査の際にディズニー・ブランド製品が生産されていない場合であっても、事前の通知のいかんにかかわらず、ILSプログラム順守を評価するため、ディズニーとその承認を得た社会順守監査機関に、すべての施設を開示してください。（詳細は**「ILS監査」**をご覧ください）

- **必要な場合、ディズニー・ブランド製品を撤去する：** 必要な場合、個々のライセンシーおよびベンダー、または指定施設を使用している全ライセンシーおよびベンダーは、ディズニーの書面通知から30日以内、もしくは法律による別段の定めに従い、ディズニー・ブランド製品の生産を中止し、完成品・仕掛品（型や資材を含む）を問わず、ディズニー・ブランド製品を速やかにすべて撤去してください。（詳細は**「指定施設の申請と承認」**および**「指定施設の生産承認の取り消し」**をご参照ください）。

- **指定施設の変更について、直ちにディズニーに通知してください：** 正確な指定施設の情報を保持することは ILS プログラムにとって重要であり、ライセンシーおよびベンダーの義務です。ライセンシーおよびベンダーは、次のような場合、直ちに（30日以内）にディズニーに通知するものとします。(a) いかなる理由でも指定施設の使用を停止し、12カ月以内に指定施設を使用する合理的な意図がない場合。(b) 指定施設を12カ月間使用しておらず、今後12カ月間以内に生産される発注もしていない場合。ディズニーの要求に応じて、ライセンシーおよびベンダーは、ディズニーに指定施設の最新のリスト、または指定施設を使用している証拠書類を提出する必要があります。

一般要件の要約

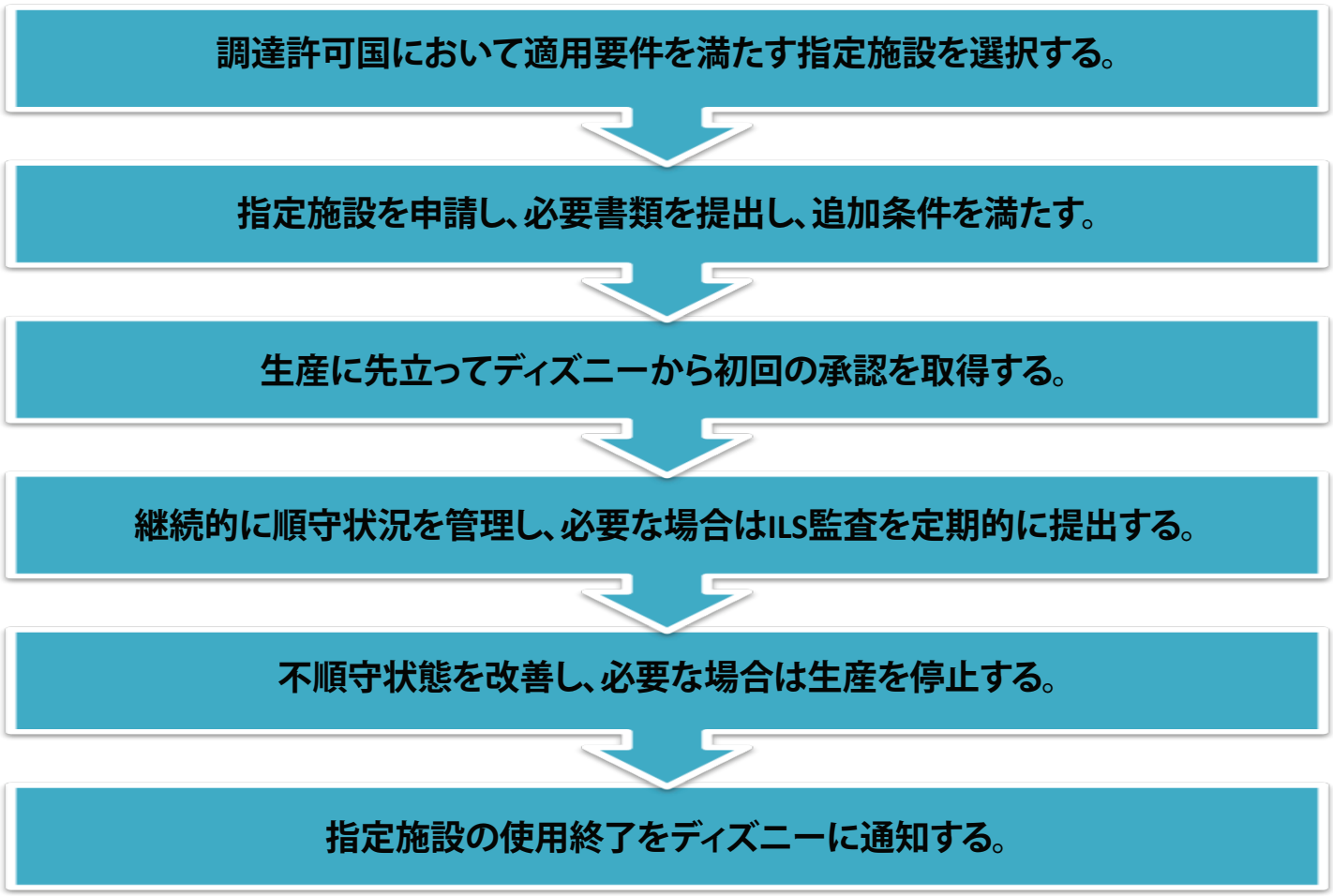

III 製造業者行動規範とコンプライアンス最低基準

製造業者行動規範

ディズニーの製造業者行動規範（「ディズニー規範」）は、1996年に最初に導入され、ディズニー・ブランド製品の製造業者に対するディズニーの期待事項を掲げています。ディズニーは、ディズニー・ブランド製品の生産（デザイン、印刷、生産、仕上げ、パッケージを含む）に従事するすべての指定施設が、このILSプログラム・マニュアルの記載に従い、ディズニー規範またはディズニーが事前に承認しているその他の労働基準の規範を順守することを求めています（ディズニー規範と承認済み代替規範をまとめて「規範」と呼ぶ場合があります）。（詳細は**「ILS監査」**をご覧ください）

ディズニー規範に盛り込まれている原則は、国際労働機関（ILO）の基本条約、およびサプライチェーン労働基準に関連する様々な第三者の取り組みや企業の行動規範と整合性を有しています。以下のサイトからディズニー規範を50以上の言語で入手することができます。www.DisneyLaborStandards.com（「製造業者行動規範」については**付録**をご覧ください）。

コンプライアンス最低基準

ディズニーは、ディズニー・ブランド製品の生産に従事する全指定施設が少なくとも、コンプライアンス最低基準（「MCS」）と呼ばれる規範に対する要求レベルを順守し、その状態を維持することを求めます。MCSを満たすために、指定施設は以下のカテゴリーの各項目について違反がないことを示さなくてはなりません。

- 児童就労
- 自由意思によらない労働
- 強制およびハラスメント
- 差別の禁止
- 健康および安全上の深刻な状況
- 組合
- 下請けおよび在宅労働者

ご注意

すべての指定施設は、少なくともコンプライアンス最低基準を満たし、維持しなければなりません。

加えて、MCSは、指定施設が関連文書、個人面談、指定施設内におけるすべてのエリアへの立ち入りを含め、完全で正確な情報へのアクセスを与えることを要求しています。

ブランド製品の生産を許可される前に判明したMCS違反は、ディズニーによる生産承認の条件として先に解決されなければなりません。ブランド製品の生産中に判明したMCS違反は、指定施設の継続使用の条件として、ILSプログラムで定められた方法で期限内に修正または改善されなければなりません。

（「MCS違反の事例」については**付録**をご覧ください）。

以下の場合、その指定施設はディズニー・ブランド製品の承認を即時に失う可能性があります。

- ブランド製品の生産中に判明したMCS違反が、MCSの順守を実証するためのその後のILS監査で、指定された期限内にILSプログラムで要求されている通りに改善されていないことが判明した場合。
- （実施者を問わず）ILS監査によって賄賂または他の不当な影響が明らかになった場合。

（詳細は「**指定施設の生産承認の取り消し**」をご覧ください）。

さらに、個々のライセンシーまたはベンダーが、ILSプログラムが求めるMCS順守を示す初回の適格なILS監査レポートを提出しない場合、指定施設の使用が禁止される可能性があります。（詳細は「**指定施設の申請と承認**」をご参照ください。）

ご注意

指定施設は、詐欺や賄賂、その他の不当な影響があった場合、生産承認を即座に取り消される可能性があります。

ILS監査がILSプログラムに準拠しているか、またMCS、規範、適用法令を順守しているかの判断はディズニーの裁量に委ねられます。ディズニーは、(i) ILS監査が賄賂などの不適切な影響力を通じて入手されたか、それらと関連があった、または (ii) 指定施設がILS監査のために完全なアクセスや必要な透明性を提供していないと合理的に判断した場合、そのILS監査を拒絶することができます。

継続的改善

指定施設の環境が流動的であることをふまえ、ディズニー・ブランド製品を生産する指定施設が満たし、維持しなければならない順守の最低限のレベルをMCSと定めます。ディズニーは、指定施設がMCSを満たす場合でも、その指定施設の労働条件が規範を完全には順守していない場合があることを認識しています。従って、ライセンシーとベンダーは指定施設と連携して、ディズニー・ブランド製品を生産するすべての指定施設の労働条件の継続的改善を奨励する責任を負います。社会順守コンサルタントや社会順守監査機関は、問題を特定し、個々の指定施設が必要としている改善についてサポートしてくれることがあります。(「受け入れ可能な社会順守監査機関」および「社会順守コンサルタントの参照リスト」については、**付録**をご覧ください。)

調達慣習

製品開発、契約、生産管理の意思決定は、時折、ILSプログラムの目的と要件を満たす上で問題を提起する場合があります。ライセンシーとベンダーは指定施設と協力して、とりわけ次の点を確認する必要があります。

- 発注金額が、指定施設が法律で要求されている賃金レートで支払いができ、またすべての地域の労働法や規範要件を守った労働環境を維持できる金額であること。
- 指定施設が労働時間の制限を守って操業できるような納品日であること。
- 発注の変更が、賃金や時間の違反、または未承認の下請けの使用を引き起こさないこと。
- 指定施設の経営陣とのコミュニケーションが可能であり、問題が積極的かつ協力して認識され、解決できる環境にあること。

IV 調達制限

ライセンシーおよびベンダーは、調達許可国にある指定施設のみを使用し、調達することができます。特定の調達許可国にある指定施設の使用には、他の条件が追加されることがあります。

調達許可国

ライセンシーおよびベンダーは、調達許可国にある指定施設のみを使用することができます。

ディズニーは、世界銀行のガバナンス指標（「WGI」）を主に用いて、ILSプログラムの国別リスクを評価し、ILS監査要件に関する方針や特定国における追加条件を策定しています。これらの指標は、6つの要素について管理の度合いを評価するものです。

- 表現の自由と説明責任
- 政治的安定性と非暴力
- 政府の実効性
- 規制の質
- 法の支配
- 汚職防止

ご注意

調達許可国のみで生産および調達し、適用される条件を守ってください。調達許可国のリストは付録をご覧ください。

特定の調達許可国内の指定施設について、ディズニーはMCS順守を示す適格なILS監査レポートを提出するよう指定ライセンシーおよびベンダーに求めます。ILS監査レポートは、ディズニー・ブランド製品の生産前および生産継続の条件として、提出を求められます。ディズニーは現在、WGI平均パーセントが25%より大きく65%未満にランクされている調達許可国にある指定施設、およびベター・ワーク・プログラムが運用されているその他の調達許可国にある指定施設を使用する指定されたライセンシーとベンダーに、この要件を適用しています。（「ベター・ワーク・プログラムの参加と手順」については**付録** をご覧ください）。

調達制限の要約

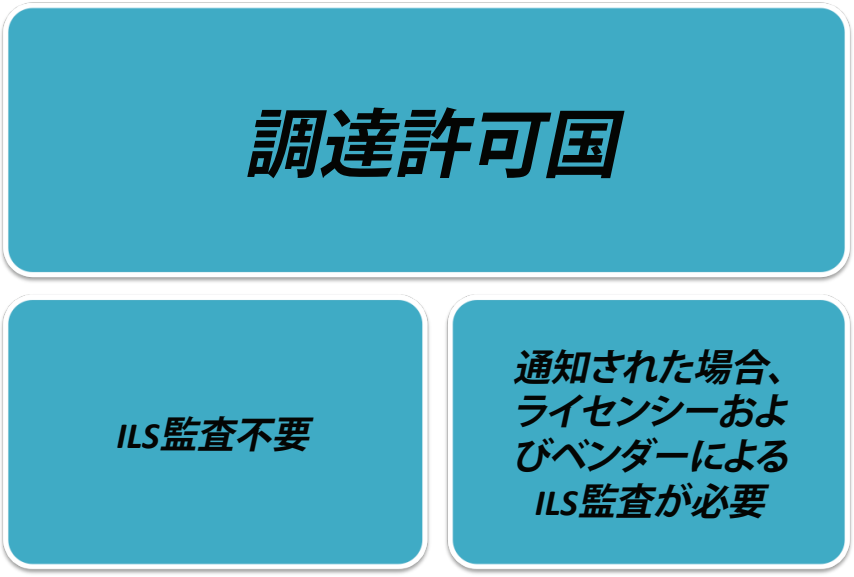

ライセンシーおよびベンダーは、調達許可国以外の国にある指定施設の使用や、その国で生産、調達された物品についてディズニーの知的財産の使用を申請したり、申請を承認したりすることはできません。これは、例えば、調達許可国でない国で生産された無地のリュックサックに、ディズニーのロゴを印刷することはできないことを意味します。もし調達許可国でない国で製品や製品部品が生産された場合、それが全体であれ一部であれ、ライセンシーまたはベンダーの責任となります。ディズニーが利用可能なすべての権利および改善措置に加え、ライセンシーまたはベンダーはそのような製品の販売もしくは配布を行わずに、ディズニーが指示する通り、破棄もしくは寄付することを求められる可能性があります。この場合の費用と経費は、ライセンシーまたはベンダーが単独で負担するものとします。

適宜、ディズニーは、特定の調達許可国の指定施設の使用について、追加の条件を（すべてのまたは特定のライセンシーおよびベンダーに対して、すべてのまたは特定の指定施設に対して恒久または一時的に）設定する場合があります。

米国政府およびディズニーによる制限

ライセンシーやベンダーは、米国政府や他の法律の貿易規制プログラムに当てはまる国や、米国政府や他の法律によって禁止されている人物から製品を調達することはできません。さらに、ディズニーは一時的にその他の国での生産や調達を停止する場合があります。製品が米国市場向けであるなしにかかわらず、ディズニーはこれらの貿易規制をすべてのライセンシーとベンダーに、またディズニーの知的財産を含んでいるいないにかかわらず、すべての製品および製品部品に適用します。ライセンシーやベンダーの物理的場所や法的登記の場所に関係なく、ライセンシーおよびベンダーはあらゆる貿易規制プログラムに従う責任があります。貿易規制は、国、製品、産業、人物に適用されます。

リストは随時変更されることがあります。調達許可国が米国またはその他の法律の貿易制限プログラムにより禁じられた場合、ディズニーからの通知なく、当該制限や法律の発効日に、その国は自動的に調達許可国のリストから削除されることになります。このような変更を把握するのは、ライセンシーの責任となります。ディズニーの判断により調達許可国が調達許可国のリストから削除された場合、ディズニーはその変更についてライセンシーおよびベンダーに適切な通知をします。ディズニーはこの通知をwww.DisneyLaborStandards.com、もしくはその他の適切なウェブサイトを通じてお知らせします。

米国政府による貿易規制を受ける国についてさらに知りたい場合は、以下のサイトをご参照ください：

http://www.treas.gov/offices/enforcement/ofac/programs/index.shtml
http://www.bis.doc.gov/index.php/enforcement

米国政府が特定している人物や団体についてさらに知りたい場合は、以下のサイトをご参照ください：

http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/SDN-List/Pages/default.aspx
http://www.bis.doc.gov/index.php/policy-guidance/lists-of-parties-of-concern
http://export.gov/ecr/eg_main_023148.asp

V 指定施設の申請と承認

ディズニー・ブランド製品の生産開始に先立って、ライセンシーおよびベンダーは、指定施設・製品承認申請（「FAMA」）をディズニーに提出することによりディズニー・ブランド製品を生産しようとする各指定施設について申請し、書面による承認をディズニーから取得しなければなりません。*ディズニーが***要請した場合**、ライセンシーやベンダーは、ディズニー・ブランド製品の生産に先立って、指定施設がMCSを順守していることを示す適格な生産前ILS監査レポートも提出しなければなりません。ライセンシーとベンダーは、指定した調達許可国について、このILS監査要件の対象になる場合に通知を受け取ります。（詳細は**「ILS監査」**をご覧ください）

指定施設申請のガイドライン

ディズニーに申請が必要な指定施設には、以下の実際の場所が含まれます。

- ディズニー・ブランドの構成部品、付属部品および完成品の生産、製造、アセンブル、印刷、刺繍、刻印、エッチングが行われる場所、またはこれら作業が下請けに出される場所。
- 農園や果樹園など、ディズニー・ブランドの農産物が処理またはラベル付け、梱包される場所。
- 広告宣伝素材、小冊子、取扱説明書や梱包材など、ディズニー・ブランドの紙製品が生産、加工、印刷またはアセンブルされる場所。

(「指定施設申請サンプル」については**付録**をご覧ください)。

> ***ご注意***
>
> FAMA申請書は、すべてのライセンシーおよびベンダーが、調達許可国の全指定施設について提出しなければなりません。

現在のところ、ディズニーに申請する必要のない場所には以下のようなものがあります。

- ディズニー・ブランドの画像を含まない無地の製品を生産している場所。*（但し、無地の製品は調達許可国でのみ生産し、禁止団体から調達することはできません。ディズニーは、ライセンシーおよびベンダーが、規範に相当する基準を持つ供給元のみから無地の製品を購入することを奨励します）。*
- 原材料や繊維工場、または綿、金属、紙などの一般的な一次産品の加工業者に限定される場所。*（但し、原材料は調達許可国でのみ生産し、禁止団体から調達することはできません。ディズニーは、ライセンシーおよびベンダーが、規範に相当する基準の下で、また適用されるディズニーのその他の方針に準拠して生産および供給された原材料を購入するよう奨励します）。*（「適用するディズニーの方針」については**付録**をご覧ください。）
- 上記の申請が必要な場所にあるものを除く、広告代理店および類似のサービスを提供する業者。
- 試験生産のため、またはプロダクト・アプルーバルを求めるために使用する製品サンプルを*最低個数のみ*生産する場所。

指定施設承認に関する書面

指定施設・製品承認（FAMA) 申請

申請を要する指定施設それぞれについて、ディズニーはFAMA申請書の提出を求めます。FAMA申請書は、ディズニー・ブランド製品を生産する意図のある指定施設の名称と場所を特定するものです。ディズニー・ブランド製品を生産する意図のある指定施設それぞれについて、貴社はディズニーにFAMA申請書を提出しなければなりません。（「指定施設・製品承認（FAMA)申請の説明」については**付録**をご覧ください）。

最新のFAMA申請書については、ディズニー担当者にご連絡ください。

追加文書

必要な場合、ライセンシーおよびベンダーは、FAMA申請書とともに、指定施設がMCSを順守していることを示す適格な生産前ILS監査レポートを提出しなければなりません。

署名済み指定施設・製品承認（FAMA)

ディズニーは、ライセンシーやベンダーからディズニーに提供された（その他ディズニーが知り得た）情報に基づいて、各FAMA申請書を審査します。ライセンシーまたはベンダーが生産のために指定施設を使用することを承認する場合、ディズニーはライセンシーまたはベンダーに対して署名済みFAMAを発行します。***ディズニーの署名済みFAMAを受け取るまでは、ディズニー・ブランド製品を生産を開始することはできません。ディズニー・ブランド製品が本要件またはその他の要件に違反して生産された場合、ライセンシーまたはベンダーはその単独の費用および経費負担で、当該製品の販売または配布を行わず、ディズニーの指示に従って、破棄もしくは寄付することを求められる可能性があります。***ディズニーの署名済みFAMAはまた、通関許可証としても使用できます。（「署名済み指定施設・製品承認（FAMA）」については**付録**をご覧ください）。

ご注意

指定施設について署名済みFAMAを入手するまで、ディズニー・ブランド製品を生産開始することはできません。

指定施設の順守状況を確認する際は、常にディズニーに直接問い合わせてください。特定の指定施設（改善計画の対象となっている、または、生産承認を取り消した指定施設を含む）は、ディズニー・ブランド製品の生産の資格がないことがあります。

指定施設の変更

指定施設の情報を正確に保持することは、 ILS プログラムを有効に運営するために重要であり、ライセンシーおよびベンダーの効果と利益の最大化に役立ちます。ライセンシーおよびベンダーは指定施設の未申請、および過剰な申請を避けなければなりません。さらに、ライセンシーとベンダーは、以前に申請し、使用を承認された指定施設の状況が変わった場合には、ディズニーに通知する必要があります。ライセンシーおよびベンダーは、次のような場合、直ちに（30日以内）ディズニーに書面で通知するものとします。(a)いかなる理由でも指定施設の使用を停止し、12カ月以内に指定施設を使用する合理的な意図がない場合。(b)　指定施設を12カ月間使用しておらず、今後12カ月以内に生産される発注をしていない場合。当該通知を受け取った時点で、ディズニーはその指定施設での生産のために以前に発行した署名済みFAMAを取り消します。ライセンシーおよびベンダーは、指定施設の最新のリスト、または指定施設を使用している証拠書類を、いつでもディズニーの要求に応じて、提出する必要があります。

ご注意

指定施設に変更があった場合は、速やかにディズニーに通知してください。追加を希望する指定施設や今後使用する予定のない指定施設もお知らせください。

FAMAの取り消し

署名済みのFAMAは、ライセンシーまたはベンダーが、適用される契約書とILSプログラム要件に従って、特定の指定施設をディズニー・ブランド製品の生産に使用できることを承認します。ディズニーは、以下のいずれかの結果により、以前に発行した署名済みFAMA（およびライセンシーまたはベンダーによるディズニー・ブランド生産のための指定施設の使用承認）を取り消すことができます。

- ライセンスまたはベンダーが、ILSプログラムで要求される有効なILS監査レポートを提出しなかった。
- ライセンシーまたベンダーが何らかの理由で指定施設の使用を停止し、12カ月以内に指定施設を使用する合理的な意図がない。
- ライセンシーまたはベンダーが12カ月間指定施設を使用しておらず、今後12カ月以内に生産される発注もしていない。
- ライセンシーまたはベンダーがタイムリーに指定施設の現在の状況を確認できなかったり、COCANにより要求された指定施設に関する正確な情報を提供できなかったために、ディズニーが予定しているILS監査を実施できなかった。（詳細は**「ILS監査」**をご覧ください）

以前に発行された署名済みFAMAが取り消された場合、個々のライセンシーまたはベンダーは、ILSプログラムに従って適切に発行された署名済みFAMAを新たに取得するまで、ディズニー・ブランド製品の生産のためにその指定施設を使用することを禁じられます。

指定施設のリストを速やかに更新し、情報提供の要求に対応することにより、FAMAの取り消しを避けてください。

VI ILS監査

ILS監査は、ディズニー・ブランド製品を生産する指定施設における労働関連の問題を特定し、対処するためのツールとして使用されます。ディズニーは、ライセンシーおよびベンダーに、指定された調達許可国の指定施設について適格なILS監査レポートを提出するよう求めます。**ライセンシーおよびベンダーは、このILS監査要件の対象となった時にディズニーから通知を受けますが、このILSプログラム・マニュアルで特に定められていない限り、通知があるまではILS監査レポートを定期的に提出する必要はありません。**通常ライセンシーやベンダーは、指定施設から既存の適格なILS監査を入手するか、もしくは社会順守監査機関と連携してILS監査を実施します。ディズニーは、どこに所在する指定施設に対しても独自のILS監査を行うことができます。

すべての指定施設は、このILSプログラム・マニュアルに記載の通り、ディズニーによる監査の対象となります。

ディズニーによるILS監査

ディズニーは、どの調達許可国内の、ディズニー・ブランド製品を生産しているどの指定施設についても、独自のILS監査を実施することができます。これらのILS監査は、ディズニー社員またはディズニーの代理としてディズニーを代表する者（第三者監査人を含む）によって行われることがあります。ILS監査に先立って、ディズニーは通常、ライセンシーおよびベンダーに以下のような監査通知書（Code of Conduct Assessment Notification「COCAN」）を提供します。

- **事前通知ILS監査:** ライセンシーやベンダーにCOCANが送付され、監査人はILS監査に先立ってその指定施設と具体的な監査日を確認します。
- **抜き打ちILS監査:** ライセンシーやベンダーにCOCANが送付されますが、監査人はILS監査に先立ってその指定施設またはライセンシー/ベンダーと具体的な監査日を確認しません。

(「監査通知書」については**付録**をご覧ください)。

ライセンシーまたはベンダーがタイムリーに指定施設の最新の状況を確認できなかったり、COCANにより要求された指定施設に関する正確な情報を提供できないために、ディズニーが予定しているILS監査を実施できなかった場合には、ディズニーは予定していたILS監査をキャンセルし、ライセンシーまたはベンダーにその指定施設の使用を承認したFAMAを取り消すことができます。

ライセンシーまたはベンダーによるILS監査

ILS監査要件

ライセンシーおよびベンダーは、指定された調達許可国におけるディズニー・ブランド製品の生産に使用する指定施設それぞれについて、MCS順守を示す適格なILS監査レポートの提出を求められる場合があります。(詳細は、**「製造業者行動規範とコンプライアンス最低基準」**をご覧ください)。

ライセンシーやベンダーは、ディズニーに提出するILS監査の費用を負担し、またILS監査がILSプログラム要件に沿って実施され、提出されるよう責任を負います。

ディズニーから通知受領後は、ライセンシーおよびベンダーは通常、下記のように、指定の調達許可国においてILS監査レポートを提出する義務を負います。

- 新規指定施設 – ディズニーによる初回の生産承認と生産開始に先立って、MCS順守を示す生産前ILS監査レポートを提出しなければなりません。
- 既存の指定施設 – ディズニーによる初回の生産承認を得た後、継続使用の条件として、少なくとも12ヶ月毎にMCS順守を示す定期的なILS監査レポートを提出しなければなりません。

ご注意

通知受領後は、指定された調達許可国にあるすべての新規指定施設について生産前ILS監査レポートを提出し、またすべての既存指定施設について年次ILS監査レポートを提出しなければなりません。

ILS監査をディズニーに提出する場合の手順を以下に示します。これらの手順に従えば、ILS監査要件をより効率的に順守することができます。

- ディズニーILS担当者に連絡し、貴社が使用を希望する指定施設について、MCS順守を示す適格なILS監査の記録がディズニーにあるかどうか確認します。
- 指定施設に、最近行われた適格なILS監査レポートの有無、およびそのILS監査レポートのディズニーへの提出の可否を確認します。
- 受け入れ可能な社会順守監査機関やその他の認可機関と相談して、新たなILS監査の日程を決めます。通常、ILS監査はディズニーの要件を満たす必要があります。(受け入れ可能な社会順守監査機関については付録をご覧ください)。

ご注意

貴社のILS監査の日程を決める前に、ディズニーILS担当者や指定施設に状況を確認してください。

改善計画

ディズニーによるILS監査やライセンシーやベンダーから受け取ったILS監査に基づき、ディズニーは改善案(CAP)レター(「CAP」)を作成することがあります。ライセンシーおよびベンダーは、指定施設と共にCAPを精査し、改善計画を実行し、ILS監査で判明したMCS違反があれば、追跡ILS監査が必要な時期に先立って、それを速やかに改善することが期待されます。(詳細については「**不順守状態の改善**」および**付録 の「改善案(CAP)レターサンプル」**をご覧ください)。ライセンシーとベンダーはまた、CAPまたはILS監査のいずれかを使用して、確認されたすべての規範違反に対応し、労働条件の継続的な改善に努める必要があります。

継続的な改善のサイクル

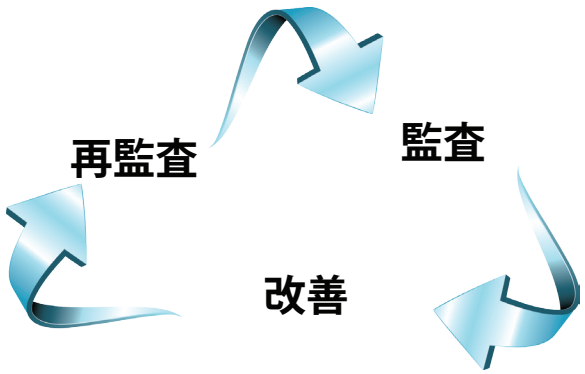

適格なILS監査レポートの定義

ライセンシーやベンダーが提出する「適格なILS監査レポート」は以下の条件をすべて満たしていなければなりません。

- ディズニーへの提出日から6ヶ月以内の日付のもの、およびMCS違反を指摘した初回ILS監査がある場合はそれより後に行われたもの。
- 指定された日までに提出されたもの。
- 以下に従って実施されたもの：
  - o 付録のリストに掲載されている受け入れ可能な社会順守監査機関の1つにより、ディズニーILS監査ツールを用いて実施されたもの（ディズニーILS監査を実施できる「受け入れ可能な社会順守監査機関」については、**付録**参照してください）。または
  - o 付録のリストに掲載された受け入れ可能な社会順守監査機関の一つ、またはディズニーが認めた監査プログラムまたは監査方法を用いて、その他の適切な社会順守監査機関が実施したもの。または
  - o ディズニーが認めたマルチステークホルダーまたは業界の取り組みの方向性に基づいて実施されたもの。または
  - o ディズニーが認めたブランド、小売業者、ライセンシー、ベンダーの社内または専門の監査部門によって実施されたもの
- ディズニー規範の全要素を網羅した指定施設の労働条件を記載していること（児童就労、自由意志によらない労働、強制およびハラスメント、差別の禁止、組合、健康および安全、報酬、環境保護、その他の法律、下請け、監視と順守、公表）。
- 階や建物名、通りの名称、区域、市、国など、その指定施設の完全な住所と電話番号を特定していること。
- 表記は英語で、電子的方法で提出すること。

ディズニー規範に沿ったILS監査が望ましいものの、ディズニーは、ディズニーが認めたその他の規範や監査プログラムを使用したILS監査も審査します。ただしこのようなILS監査であっても、上記の要件を満たし、MCS順守を示さなくてはなりません。ディズニーは、指定施設のILS監査レポートの代わりに、指定施設の証書や順守の証明書は受け付けません。

以下は、現在ディズニーが認めているその他の規範や監査プログラムの代表例です。ディズニーが認めているその他の規範や監査プログラムについては、ディズニーILS担当者にお問い合わせください。

- ベター・ワーク・プログラム（Better Work Program）
- Business Social Compliance Initiative（BSCI）
- Electronic Industry Citizenship Coalition (EICC)
- Ethical Trading Initiative (ETI)
- Fair Labor Association (FLA)
- 国際玩具協会（ICTI）ケアプログラム (International Council of Toy Industries (ICTI) CARE Program)
  （「玩具生産指定施設とICTIケア」については**付録**をご覧ください）
- SEDEX Members Ethical Trade Audit (SMETA)
- Social Accountability 8000 (SA8000)
- Worldwide Responsible Accredited Production (WRAP)

リストは随時変更されることがあります。ディズニーが認めているその他の規範やプログラムについては、ディズニーにご確認ください。

社会順守監査機関および社会順守コンサルタントとの連携

社会順守監査機関は、ディズニー規範に基づいてILS監査を実施し、また改善を支援します。社会順守コンサルタントは通常、改善の支援のみをします。社会順守監査機関や社会順守コンサルタントによるディズニーの方針の解釈、指定施設がディズニー基準を順守しているかどうかの意見、またはフォローアップ活動に関するガイダンスなどの一切にディズニーは拘束されません。

いかなる社会順守監査機関または社会順守コンサルタントも、指定施設がディズニー・ブランド製品の生産承認を取得できるかどうか、確約はできません。

社会順守コンサルタントや社会順守監査機関に依頼する前に、指定施設管理者が規範を理解し、貴社の代表者が指定施設の敷地、従業員、関連文書に完全なアクセスを許可されていることを確認してください。（「ILS監査行程表サンプル」および「ILS監査チェックリストサンプル」については、**付録**をご覧ください）

社会順守監査機関との連携において、以下を貴社は実施いただくとよいでしょう。

- 指定施設管理者に、最近の（過去6ヶ月以内に行われた）適格なILS監査を保持してないか、またそれがディズニーに提出可能かどうかを確認します。
- 受け入れ可能な社会順守監査機関の1つに連絡し、ディズニーILS監査ツールを使用した適格なILS監査を行います。
- ディズニーが認めている他の行動規範や監査プログラムを実施する周知の監査機関に連絡します。
- 指定施設の場所や監査機関の供給力によっては準備に時間がかかる場合もあるため、貴社が選択した機関が、貴社のスケジュールに沿ってILS監査を実施できるか確認します。
- 社会順守監査機関とILS監査結果を精査し、改善計画を指定施設に通知します。
- ILS監査レポートのコピーをディズニーに送付します。社会順守監査機関は、ライセンシーやベンダーが特に認めない限り、ディズニーにILS監査レポートを送付することはありません。

ディズニーは定期的に、事前通知をして、または抜き打ちで、指定施設での独自のILS監査を実施します。これは、ライセンシーもしくはベンダーからＩＬＳ監査レポートが提出されていたり、また業界もしくはマルチステークホルダーのプログラムの指示がある場合でも同様です。

VII 不順守状態の改善

ディズニーは、ディズニー・ブランド製品の生産に従事する指定施設がMCSを満たし、維持することを求めます。ディズニーが行った、またはライセンシーやベンダーから提供されたILS監査によって、指定施設がMCSを満たしていないと指摘された場合は、ディズニーはライセンシーやベンダーにその旨を通告します。指定施設の継続使用の条件として、ライセンシーおよびベンダーはその指定施設（またその指定施設を使用する他のライセンシーやベンダー）と連携し、下記の期限内にILS監査によって特定されたMCS違反を是正、改善する責任を負います。ディズニーは、ライセンシーやベンダーが指定施設と連携し、指定施設の労働条件改善に努めることを奨励します。

MCS順守の義務

ディズニーまたはその代理者が行ったILS監査、またはライセンシーやベンダーからディズニーに提出されたILS監査によって指定施設がMCSを順守していないことが明らかになった場合、ライセンシーおよびベンダーは、以下の手順に従ってください。

- ILS監査で特定された違反の概要を記したCAPレターを受け取ります。（「改善案(CAP)レターサンプル」については、**付録**をご覧ください）。
- 指定施設やその他と連携してMCS違反を改善するため、通常約90日間の猶予が与えられます（場合によって、ディズニーはより短い期間を指定することがあります）。
- 指定施設、社会順守監査機関、社会順守コンサルタント、同指定施設を使用している他のライセンシーやベンダーと連携して、MCS違反を改善し、指定施設の労働条件を改善する責任があります。
- 次回ILS監査に先立って、指定施設がMCSを順守するよう確認します。MCSを順守できなかった場合、指定施設は、ディズニー・ブランド製品の生産承認を取り消されることになります。

> ***ご注意***
>
> ライセンシーおよびベンダーは違反について通知を受け、MCS違反の改善に通常90日の猶予を与えられます。

初回ILS監査で指摘された違反の種類や程度に応じて、ディズニーは通常、初回監査日から90日後に追跡ILS監査を行います。MCS違反が改善されていない場合、指定施設におけるディズニー・ブランド製品の生産承認は即時に取り消されることになります。ディズニーは、ライセンシーやベンダーが継続的な改善努力の一環として、MCS違反に取り組むことを期待します。

継続的改善のための期待事項

MCSは、ディズニー・ブランド製品の生産をするため、指定施設が満たし、維持し続けるべき最低要件です。指定施設がMCSを満たした後、ライセンシーおよびベンダーは、その指定施設と協力して、ILS監査で確認されたその他の規範違反に対処し、また商業的に妥当な範囲で、その指定施設の労働条件を継続的に改善する責任があります。ディズニーは、指定施設の継続的な使用承認、または他のライセンシーおよびベンダーに新たに同指定施設の使用承認を与える場合に、継続的な改善のペースと一貫性を考慮する可能性があります。

ライセンシーおよびベンダーは、指定施設の労働慣行の強化と労働条件の改善を促進するため、社会順守監査機関または社会順守コンサルタントと契約することもできます。

VIII 指定施設の生産承認の取り消し

ディズニーは、ライセンシー、ベンダーおよび指定施設と協力し、労働慣行と労働条件の強化および改善に努めます。但し、特定の指定施設では、ディズニー・ブランド製品の生産承認を撤回する場合もあります。指定施設の生産承認の取り消しは、ライセンシーまたはベンダーが指定施設に、ILSプログラム要件の順守を徹底できなかった場合に起こる可能性があります。

以下の場合、指定施設の生産承認を取り消す可能性があります。

- MCS違反が特定され、猶予期間中に改善されなかった場合。
- ディズニーによるILS監査において、監査人が、指定施設、従業員との個人面談または記録へのアクセスを2度にわたり、全面的あるいは一部拒否された場合。
- ILS監査レポートが賄賂または他の不適切な影響力を行使して入手し、またはそのような行為が関わったとディズニーが合理的に信じるに至った場合。
- 指定施設が所在する国が調達許可国でなくなった場合。
- 指定施設が禁止対象人に該当する、または関与する場合。
- 指定施設が、所在する調達許可国に適用されるすべての条件を順守しない、または継続的に順守しない場合。
- 指定施設が、ディズニー、その関連会社、またはそのライセンサーが所有、共同所有、またはライセンスしている知的所有権を、許可されていない目的のために使用し、そのような未許可の活動をディズニーが指定した期間内に停止しない場合。

ディズニー・ブランド製品生産の停止

ディズニーが指定施設の生産承認を撤回した場合：

- 該当指定施設を使用しているすべての（あるいは該当指定施設を以前使用した）ライセンシーとベンダーに、指定工場の生産承認の取り消しレターが送付されます。「指定施設の生産承認取り消しレターサンプル」については**付録**をご参照ください）。
- 該当指定施設を使用しているすべてのライセンシーおよびベンダーは、ディズニーから書面による通知を受けた日から30日以内、または法令に定められた期限までに、速やかにディズニー・ブランド製品の生産を停止し、完成品、仕掛品（型や資材を含む）にかかわらず、ディズニー・ブランドの製品をいかなるものであれ撤去することとします。

指定施設の復権プロセス

指定施設でのディズニー・ブランド製品の生産承認が撤回された場合、該当指定施設は12ヶ月後に復権の***資格***が生じます。指定施設に復権の資格があるかどうかを判断するには、ディズニーの担当者にお問い合わせください。指定施設復権申請書が必要な場合は、ディズニー担当者がその旨をお知らせします。（「指定施設復権申請書サンプル」については**付録**をご参照ください）。

指定施設がディズニー・ブランド製品の生産承認を取り消された場合、すべてのライセンシーとベンダーはその指定施設を使用することができなくなります。

IX ILS監査と指定施設の開示

ディズニーは、ディズニーが実施した、またはライセンシーおよびベンダーから入手したILS監査レポートを第三者（同指定施設を使用している他のライセンシーまたはベンダー、およびNGOを含む）（集合的に「第三者」と呼ぶ）に開示することができます。ただし、こうした開示の際、事前の書面による同意を得ずにライセンシーやベンダーを特定できる情報に言及することはありません。

ライセンシーおよびベンダーは、自社が実施した、または自社に代わって実施されたILS監査を第三者に開示することができます。ただし、ディズニーの書面による事前の同意を得ずに、ディズニーやあらゆるディズニーの知的財産または製品に言及することはできません。

ILSプログラムに関連して、ディズニーは、あらゆる指定施設の名称および住所を、ライセンシーおよびベンダーの同意なく、一般あるいは「第三者」に開示することができます。

著作権侵害防止活動の一環として、また円滑な製品出荷のため、ディズニーは、世界中の通関・法執行機関職員、またはこのような取り組みを支援する可能性のあるその他の「第三者」と意思疎通を図り、ディズニーの知的財産の正規ユーザーを特定するため、ライセンシーおよびベンダー、指定施設、輸送業者、FAMA申請書上のその他の情報などを提供する場合があります。

ディズニーは、契約上の権利を行使する必要およびその知的財産を保護する必要があると認めた場合、ILS監査、FAMA申請書、その他のあらゆる情報を開示する可能性があります。

x ディズニーのILS倫理規定

すべてのディズニーの従業員は、ディズニーの「スタンダード・オブ・ビジネス・コンダクト（業務基準）」で定められた一定の倫理的かつ法的な基準を順守することを求められます。ディズニーILSグループは、全世界的に、日常業務においてこの基準を順守しています。

さらに、ディズニーILSグループは、監査機関やその他ディズニーの代行をする代理人（「ディズニー代理人」と呼ぶ）が同様の基準に従うことを求めます。とりわけこれらの基準は、「ディズニー代理人」が独立した判断と公平な評価を行うことを妨げそうな、または妨げるものとみなされる個人または法人からの勧誘、申し出、金品の受領を厳格に禁じています。

さらに、いかなる個人又は法人も、ディズニー代理人に影響を与えようとして、又は合理的に見てこれを意図していると判断されるような、金銭等価物を提供してはなりません。これには、現金、謝礼、給付金、割引、特典、貸付金、宿泊費又はその他の恩恵、食費及び旅費（ディズニー代理人の業務上合理的かつ偶発的な食費および旅費を除きます）が含まれます。このような行為を行った個人や法人に対しては、ディズニー・ブランド製品の生産に関する契約を直ちに終了することになります。

ディズニー代理人の行動に懸念や疑義を抱いた場合や、ディズニーの倫理方針の違反を報告する場合には、下記の番号の貴社の地域のディズニーホットラインに直ちにご連絡ください。

アルゼンチン	0800-666-1676	スペイン	900-97-1014
アメリカ	1-800-699-4870	チリ	1230-020-2093
インド	コレクトコール 704-973-0301	日本	00531-11-5136
イタリア	800-78-7634	中国	10-800-711-0583 (Unicom) 10-800-110-0561 (Telecom)
英国	0808-234-6062	フランス	0800-90-6152
オーストラリア	A2 1-800-20-8921 AU 1-800-14-0796	ブラジル	0800-891-4137
カナダ	1-800-699-4870	メキシコ	001-800-620-1428
韓国	00798-1-1-005-8393 00308-11-0492 (DACOM) 00368-11-0099 (ONSE)	ロシア	**固定電話から**363-2400（AT&Tのアクセス番号）**信号音の後に**、888-475-43-56をダイアルしてください。

ホットラインは、1年365日24時間利用可能です。ディズニーは、弊社に対して不法行為の疑いを報告していただいた方に対する報復措置を厳格に禁止しています。報告は匿名でも受け付けられます。法令上要求される場合や、ILSプログラムやその他のディズニーの権利と利益を守るため必要な場合に、開示する権利を保持しなければならない時にも、ディズニーは報告の秘匿性が保たれるよう相応の努力をいたします。

付録

付録1: 用語集

付録2: よくある質問

付録3: 製造業者行動規範

付録4: MCS違反の事例

付録5: 受け入れ可能な社会順守監査機関

付録6: 社会順守コンサルタントの参照リスト

付録7: ベター・ワーク・プログラムへの参加と手順

付録8: 調達認可国 - 2015年1月1日更新

付録9: 指定施設申請サンプル

付録10: 適用するディズニーの方針

付録11: 指定施設・製品承認（FAMA）申請の説明

付録12: 署名済み指定施設・製品承認（FAMA）

付録13: 監査通知書（COCAN）

付録14: 玩具生産指定施設とICTIケア

付録15: ICTIケア認可申請書

付録16: ILS監査行程表サンプル

付録17: ILS監査チェックリストサンプル

付録18: ディズニーが行うILS監査に関する改善案（CAP)レターサンプル

付録19: ライセンシーおよびベンダーが提出するILS監査に関する改善案(CAP) レターサンプル

付録20: 指定施設の生産承認取り消しレターサンプル

付録21: 指定施設の復権申請書サンプル

付録1
用語集

「FAMAの取り消し」は、ライセンシーまたはベンダーがILSプログラムの指定された要件を順守しなかった結果として、前に発行された署名済みFAMAを取り消すことを意味します。以前に発行された署名済みFAMAの取り消し時点で、新しい適切に発行された署名済みFAMAがILSプログラムによる許可により取得されるまで、個々のライセンシーまたはベンダーはディズニー・ブランド製品の生産のために指定施設を使用することを禁じられます。

「FAMA申請書」は、ディズニーが既定する「指定施設・製品承認申請書」を意味し、ライセンシーまたはベンダーは各指定施設に対して記入し、ディズニーに提出する必要があります。

「ILSコンプライアンス最低基準」とは、「規範」の順守に関して最低限許容できる水準を意味し、(a) 次の (i) から (vii) のいずれも存在せず、かつ (b)「規範」および適用法令の順守を評価するのに必要なすべての情報 (例、完全で正確な記録や、人員や施設へのアクセス) が提供されることで、実証されます。(i) 児童就労、(ii) 自由意思によらない労働、(iii) 強制およびハラスメント、(iv) 差別の禁止、(v) 職場の健康および安全上の深刻な状況、(vi) 組合結成の自由の妨害、(vii) 在宅労働者への無許可での下請け業務委託

「ILSプログラム」とは、国際労働基準 (「ILS」) に関するザ・ウォルト・ディズニー・カンパニーの方針、手続き及び要件を意味します。ディズニーは、ILSプログラムを随時修正する権利を有し、重大な修正についてはライセンシーに対して妥当な通知をいたします。ディズニーはかかる通知をwww.DisneyLaborStandards.comを通して付与することができます。

「ILSプログラム・マニュアル」はこの文書のことで、ILSプログラムの詳細が書かれています。ディズニーは、ILSプログラム・マニュアルを随時修正する権利を有し、重大な修正についてはライセンシーに対して妥当な通知をいたします。ディズニーは、www.DisneyLaborStandards.comを通してかかる通知を付与することができます。

「ILS監査」とは、指定施設がILSコンプライアンス最低基準、本規範及び適用される法令を順守しているか否かを評価するために用いられる、指定施設に対する労働基準検査及び/又は監査を意味します。

「規範」とは次のいずれかを意味します。(i)ザ・ウォルト・ディズニー・カンパニー及びその関連会社が導入し、採用する製造業者行動規範 (「ディズニー規範」)で、www.DisneyLaborStandards.comに掲示されているもの。(ii)指定施設についてのライセンシーまたはベンダー自身の労働基準がディズニー規範と実質的に同等のものであり、かかる基準の使用がディズニーによって承認される場合、かかる労働基準。(iii) ディズニーとライセンシーまたはベンダーの間で書面で相互に合意されたその他の労働基準。

「禁止対象人」とは、(i)法律に起因してライセンシーまたはベンダーが取引を行ってはならない相手の人及び、(ii)その他で、ディズニーによってライセンシーまたはベンダーが契約に基づくあらゆる活動を行うことを禁止されるまたは制限される相手の人を言います(知的財産の保護及び執行、政治的若しくは人権の問題、又は環境保護などの理由を含むがこれらに限定しません)。禁止対象人のリストに関する情報は、ディズニーによって随時修正される場合があり、www.DisneyLaborStandards.comに掲載されます。ある人が法律により禁止対象になる場合、かかる禁止は、ディズニーからの通知を要することなく、かかる貿易制限又はその他法律の発効日と同時に自動的に実施されるものとします。そのような変更を監視するのはライセンシーまたはベンダーの責任です。ある人が、ディズニーの判断によって禁止対象となる場合、ディズニーはライセンシーまたはベンダーに対してかかる禁止について合理的な通知を付与するものとします。ディズニーは、www.DisneyLaborStandards.comを通してかかる通知を付与することができます。

「指定施設」とは、ライセンシーまたはベンダー自らの又は第三者の製造業者、販売業者、工場、農園、供給業者、及びその他の施設（並びに下請けの製造業者、販売業者、工場、農園、供給業者、及びその他の施設）で、製品、構成部品、または材料、または何らかの知的財産物（ザ・ウォルト・ディズニー・カンパニー又はその関連会社のいずれかが所有又は管理する名称、マーク、ロゴ、キャラクター、アートワーク又はその他所有権）　をデザインし、生産し、処理し、仕上げ、組み立て、又は梱包する施設を指し、かかるアイテムの全てを、本規範において、ディズニー・ブランド製品といいます。

「人物」とは個人または法人を意味します。

「指定施設の生産承認取り消し」とは、ILSプログラムの下で指定施設のステータスに影響を与える特定の状況の結果、指定施設のディズニー・ブランド製品の生産承認が取り消されることを意味します。生産承認の取り消しにより、指定施設を使用するすべてのライセンシーおよびベンダーは、完了済みまたは加工中であるかにかかわらず（すべての金型と材料を含む）、ディズニー・ブランド製品の生産を、ディズニーの書面による通知より30日以内または法律で要求される期間内に速やかに停止する必要があります。指定施設のディズニー・ブランド製品の生産承認が撤回された場合、ILSプログラムに従って、該当指定施設は12ヶ月後に復権の申請ができる可能性が生じます。

「調達許可国」とは、ライセンシーまたはベンダーがディズニーブランド製品やその構成品（無地の製品を含む）を生産・調達するディズニーによって特定された国を意味します。ディズニーは、一定の調達許可国において前述の活動を行う条件として、追加的な要件を設定することができます。ライセンシーまたはベンダーは、ディズニー・ブランド製品またはその構成品（無地の製品含む）を調達許可国以外の国で生産したり、調達してはなりません。調達許可国のリストはディズニーによって随時更新され、www.DisneyLaborStandards.comに掲載されます。その他の関連WebサイトとこのILSプログラムマニュアルも掲載されています。ディズニーは(i)法律で要求される場合、および/または（ii）知的所有権の保護と施行、政治的または人権の懸念、環境保護などの理由でディズニーのディズニー・ブランド製品または構成品（無地の製品を含む）の調達または生産の許可をしないという判断により、調達許可国のリストを適宜、調整する場合があります。調達許可国が法律により禁じられた場合、ディズニーからの通知の必要なく、当該法律の発効日付時点で、当該国は自動的に調達許可国のリストから削除されるものと見なされます。このような変更を把握するのは、ライセンシーまたはベンダーの責任となります。ディズニーの判断により調達許可国が調達許可国のリストから削除された場合、ディズニーはライセンシーにその変更に関し正当な通知を致します。ディズニーはかかる通知をwww.DisneyLaborStandards.comまたはその他の関連するWebサイトを通して示します。

「法律」とは、適用法、規則、規定を意味します。ライセンシーまたはベンダーの合意、および/またはライセンシーまたはベンダーの活動（税金、消費者および製品の安全性、データのプライバシー、個人情報のプライバシーと保護、未成年、従業員および環境の保護、アメリカ合衆国連邦海外腐敗行為防止法（1977年制定）およびその改訂（および海外の同等の法律）、米国政府取引規制、およびディズニー・ブランド製品の製造、価格決定、販売、または頒布）に関し適用される現地および国の法律、規則、規定、条約、業界自主基準（該当する場合）、その他の法的な義務などを指します。

DCPライセンシーへご注意：「www.DisneyLaborStandards.com」を参照とは、「DCP Web」サイトを指します。

付録2
よくある質問

1. ある指定施設がディズニー・ブランド製品を生産できなくなった旨の通知は誰に送付されますか。
   - ある指定施設がディズニー・ブランド製品を生産できなくなった場合、ディズニー・ブランド製品を生産するため当該指定施設を使用したことのある、現在契約関係にあるライセンシーまたはベンダーは（当該指定施設が現在ディズニー・ブランド製品を生産しているかどうかにかかわらず）すべて生産承認取り消しレターを受け取ります。

2. 指定施設は復権される可能性がありますか。
   - あります。指定施設は12ヶ月たてば復権の資格を得る可能性があります。
   - ライセンシーまたはベンダーはディズニー担当者にお問い合わせください。指定施設復権申請書が必要な場合、ライセンシーまたはベンダーは、申請書とともにMCSを満たしたILS監査レポートを提出しなければなりません。指定施設復権申請書は、ディズニー担当者への提出前にディズニー事業部門副社長(VP)による署名が必要です。

3. ディズニー担当者は指定施設の状況について定期的に更新情報を提供してくれますか。
   - ライセンシーおよびベンダーは、ディズニー・ブランド製品を生産するために使用している各指定施設のコンプライアンス状況の概要を示したステータス・レポートを毎月受け取ることになります。

4. ある指定施設がILS要件を満たすことができなかった場合はどうなるのですか。
   - MCSを満たさない新規指定施設はディズニー・ブランド製品の生産承認を得られず生産開始することができません。
   - MCSを維持しない承認済み指定施設は承認を取り消すか、今後生産する資格がなくなります。

5. 弊社が適格なILS監査レポートを提出するよう求められた場合、すべての指定施設についてILS監査レポートを提出する必要があるのですか。
   - ILS監査は、調達許可国リストの「要監査」欄に掲載された国にある施設に対して求められます。
   - 調達許可国リストの「監査不要」欄に掲載された国にある指定施設を使っている場合は、FAMA申請書を提出して指定施設を開示し、生産開始前に署名済みFAMAを受け取るようにして下さい。

6. 小規模の指定施設や生産量の少ない指定施設も監査をする必要がありますか。
   - （施設の大きさや生産量にかかわらず）当該指定施設がILS監査を求められる可能性がある調達許可国にある場合は監査の必要があります。

7. ディズニー・ブランド製品を生産する承認を得た後どうすればいいのですか。
   - ILSプログラムで要求される事後のILS監査の手配をし、継続的に指定施設と連携して不順守があれば解決してください。指定施設リストの変更をディズニーに報告してください。

8. 指定施設がMCSを満たした後はどうすればよいのですか。
   - 指定施設と連携して、当該指定施設がMCSを継続的に満たし、ILS監査で特定されたその他の違反を是正するよう徹底してください。
   - ディズニーからの要求に従い、当該指定施設がMCSを継続的に満たしていることを証明するため、ILSプログラムに定められている期限内にILS監査レポートを提出してください。

The Walt Disney Company©

製造業者行動規範

ザ・ウォルト・ディズニー・カンパニーは、次のことを行動規範としている。

- 世界の隅々に至るまで、弊社事業のあらゆる面で卓越した基準を維持する。
- 弊社の事業運営のすべてにおいて、倫理にかない、責任ある行動をする。
- すべての個人の権利を尊重する。
- 環境を尊重する。

弊社は、すべてのディズニー製品の製造業者が、これと同じ規範を順守することを期待している。
弊社は、すべてのディズニー製品の製造業者に対し、少なくとも以下の基準を守ることを義務付けている。

児童就労	製造業者は、児童を就労させないこと。 「児童」とは、15歳未満の者（現地の法律上許される場合には14歳未満の者）、または、それ以上でも現地の法律に基づく最低雇用可能年齢、あるいは義務教育を終了する年齢に満たない者をいう。 製造業者が「児童」の定義に該当しない若年労働者を雇用する場合、その若年労働者に適用される一切の法律および規則を順守すること。
自由意思によらない労働	製造業者は、受刑者の労働、拘束労働、年季奉公、その他いかなる形式を問わず、強制労働や自由意志によらない労働を使用しないこと。
強制およびハラスメント	製造業者は、従業員の尊厳を守り、体罰、暴力による脅し、もしくはその他の身体的、性的、心理的または言葉によるハラスメントや虐待をしないこと。
差別の禁止	製造業者は、人種、宗教、年齢、国籍、社会的もしくは民族的出自、性的嗜好、性別、政治的意見、または障害を理由にして、給与、福利厚生、昇進、懲戒、解雇、または退職等の雇用および雇用慣行について差別をしないこと。
組合	製造業者は、従業員が合法的かつ平和的な方法で連合し、組織をつくり、団体交渉を行う権利を尊重し、これらに対し罰則を科したり、妨害をしない。
健康および安全	製造業者は、適用されるすべての法律および規則に適合した、安全で健康的な仕事場を従業員に提供し、少なくとも飲料水および衛生施設が問題なく利用でき、火災時の安全、および適切な照明・換気が確保されるようにすること。製造業者は、従業員に提供している住宅にも、同様の健康および安全の基準が適用されるようにすること。

報酬	ディズニーは、賃金は従業員の基本的要求を満たすために極めて重要な要素であることを、製造業者が認識するよう期待している。製造業者は、最低限、適用されるすべての賃金および時間に関する法律および規則を順守し、法律で義務付けられた福利厚生を提供すること。この法律および規則には、最低賃金、時間外労働、最大労働時間、出来高給およびその他の報酬に関するものを含む。特別な業務状況にある場合を除き、製造業者は、従業員を次のいずれか少ない方の時間数を超えて働かせてはならない。(a) 週48 時間＋時間外労働12 時間、または (b) 現地の法律で許されている通常および時間外労働の最大時間数、もしくは現地の法律で最大労働時間数に関する定めがない場合は、通常の週労働時間数＋時間外労働12 時間。加えて、特別な業務状況にある場合を除き、従業員は少なくとも 7 日ごとに1日の休日をとる権利を有する。 製造業者は、従業員の時間外労働を、法律で定められている割増率で補填すること。法律で割増率が定められてない場合は、少なくとも通常の時間給と同等に支払わなければならない。 適用法律要件より現地の業界基準の方が厳しい場合、弊社は、製造業者がより厳しい方の基準に適合することを期待する。
環境保護	製造業者は、適応されるすべての環境に関する法律および規制を順守すること。
その他の法律	製造業者は、製品の製造、価格設定、販売および流通に関わるものを含め、適用されるすべての法律および規則を順守すること。本行動規範における「適用される法律および規則」は、地域または国の法典、法律と規則、ならびに適用される条約および自発的な業界基準を含む。
下請け	製造業者は、ディズニーの明確な文書による承認を受け、かつ下請業者に本行動規範を順守する旨、ディズニーに対し文書により誓約させた後でなければ、ディズニー製品またはその構成品の製造を下請業者に委託してはならない。
監視と順守	製造業者は、ディズニーとディズニーが指定した代理人（第三者を含む）が、本行動規範が順守されているかどうか確認するための監視行為を行うことを承認する。この監視行為には、製造施設や雇用者が提供する住宅を抜打ちで立ち入り検査することや、雇用事項に関連する帳簿や記録を検査し、および従業員と個人面談を行うことを含む。 製造業者は、行動規範の順守を証明するために必要とされるかもしれない全資料を、現地に備えておくこと。
公表	製造業者は、本行動規範の条項が従業員に理解されるよう、適切な処置を取らなければならず、それは、行動規範のコピーを、現地の言葉により、従業員が常時容易に見ることのできる場所に、目立つように掲示しておくことを含む。

付録4
MCS違反の事例

MCS違反の事例は以下を含みますが、それらに限定されません。

- **児童就労：**就労年齢以下の労働者の現行の雇用が確認された場合、また、適用される法律の下での児童就労違反に対する不適切な改善措置。

- **自由意志によらない労働：**強制労働、拘束労働、年季奉公、または受刑者の現行の雇用が認められた場合。強制的あるいは自由意思によらない残業、残業を拒否したことでペナルティや罰金を科すこと。個人的な所有物（例:パスポートや身分証明書）や賃金を預かること。勤務中および終業後の行動の自由を不合理に制限すること。

- **強制およびハラスメント：**体罰を許容する経営ポリシー。雇用契約解除の脅し。懲戒処置としてペナルティを科す、または報復する。侵害的または威圧的な警備活動。

- **差別の禁止：**人種、宗教、年齢、国籍、社会的もしくは民族的出自、性的嗜好、性別、政治的意見、障害、妊娠または組合員であることを理由とする差別的雇用慣行と施策（例：給与、福利厚生、昇進、懲戒、解雇、退職を含む）。

- **組合等：**従業員がその国または地域の適用される法律に従い、合法的かつ平和的な方法で連合し、組織をつくり、団体交渉を行う権利を行使することを妨げる方針や慣行。

- **健康および安全：**指定施設内あるいは社員寮において、従業員や公衆に対し差し迫って重傷または致死をもたらすような状況。

- **下請け：**非合法的な在宅労働者への業務委託。

- **監視と順守：**従業員に対し、事実に反する回答を監査人にするように事前に教え込む（コーチング）。監査プロセスを逃れるために、従業員を早退させたり監査人から隠すこと。監査のための真正かつ完全な記録を提供しなかった場合。監査人による必要な書類へのアクセスや、従業員との個人面談、または指定施設全体の健康・安全に関する査察が許可されなかった場合。

付録5
受け入れ可能な社会順守監査機関

次の機関はディズニーILS監査ツールを使ったILS監査を行うにあたり、ディズニーが容認している機関です。ライセンシーおよびベンダーは、ILSプログラムにより要求される監査レポートをディズニーへ提出するために、これらの機関と契約して、ディズニー規範によるILS監査を代理で行ってもらうことができます。

この受け入れ可能な社会順守監査機関リストは通知なく変更されることがあります。

いかなる社会順守監査機関も、指定施設がディズニー・ブランド生産の承認を得られると保証することはできません。

1. BUREAU VERITAS CONSUMER PRODUCTS SERVICES (BVCPS)

北米およびヨーロッパ

担当者	Jason Hill		Maria Basilio
電話	503 764 9190	または	909 628 4368
電子メール	jason.hill-cps@us.bureauveritas.com		maria.basilio@us.bureauveritas.com
URL	www.bureauveritas.com/cps		

アジア

担当者	Zoye Chen
電話	8621 2416 6957
ファックス	8621 6489 3423
電子メール	zoye.chen@cn.bureauveritas.com

2. ELEVATE (前身: Level Works Ltd.)

海外からの連絡先および南米

担当者	Jose Corado (米国)Rachel Brinkenhoff (米国)
電話	1.415.440.4141
ファックス	1.415.440.4777
電子メール	jcorado@level-works.com rbrinkenhoff@level-works.com
URL	www.level-works.com

インドおよびスリランカ

担当者	B. Ganesh (インド) Padmini (インド)
電話	91 44 32027945
ファックス	91 44 23728383
電子メール	ganeshb@level-works.com india@level-works.com

中国・香港・マカオ

担当者	Raymond Huang (中国)		Rain Tong (中国)
電話	86 755 8214 4529	または	86 571 8770 8671
ファックス	86 755 8214 4530		86 571 8770 8672
電子メール	rhuang@level-works.com		rtong@level-works.com

東南アジア

担当者	Cuong Vo (ベトナム) An Tran (ベトナム)
電話	84 08 2220 2075
ファックス	84 08 2220 2076
電子メール	cuong@level-works.com atran@level-works.com

ヨーロッパ・中東・アフリカ

担当者	Justin Bettey (英国)		Guillaume Petit (英国)
電話	90 532 445 8298	または	44 207 993 5277
ファックス	90 212 341 1111		なし
電子メール	jbettey@level-works.com		gpetit@level-works.com

3. INSITE COMPLIANCE SERVICES

米国・その他

担当者	Tanvi Patel
電話	415 226 1772
ファックス	270 518 1898
電子メール	tanvi.patel@mts-insite.com

4. INTERTEK TESTING SERVICES

北米 アジア

担当者	Toni Bellacosa (米国)	Esther Duan (中国)
電話	212 803 5315	86 755 2602 0884
ファックス	212 453 5010	86 755 2602 0899
電子メール	toni.bellacosa@intertek.com	esther.duan@intertek.com

ヨーロッパ南米

担当者	Karima Ejaz (英国)	Viviana Rodriguez (コロンビア)
電話	44(0) 116 263 0330 (内線: 907)	57 1 610 8458 内線: 104
ファックス	44(0) 116 263 0311	57 1 610 8458 内線: 114
電子メール	karima.ejaz@intertek.com	viviana.rodriguez@intertek.com

5. SOCIAL COMPLIANCE SERVICES ASIA
(中国、台湾、香港、マカオでの監査のみ)

アジア・その他

担当者	Samuel Wongおよび Wendy Wu
電話	852 2376 0818
ファックス	852 2376 2263
電子メール	samuel.wong@scsagroup.com wendy.wu@scsagroup.com

6. SOCIÉTÉ GÉNERALÉ DE SURVEILLANCE (SGS)

全地域

担当者	Joe Romeo
電話	973 575 5252
ファックス	775 787 7962
携帯電話	775 276 1205
電子メール	Joseph.Romeo@sgs.com

7. UL RESPONSIBLE SOURCING

米国・その他

担当者	Oren Jaffe
電話	310 259 4511
ファックス	310 417 8031
電子メール	Oren.Jaffe@UL.com

8. VERITE

米国・その他

担当者	Robin Jaffinおよび Laurie Schimmelfing
電話	413 253 9227
ファックス	413 256 8960
電子メール	rjaffin@verite.org lschimmelfing@verite.org

付録6
社会順守コンサルタントの参照リスト

経営システムを強化し、労働慣行を改め、労働条件を改善するにあたり、ライセンシー、ベンダー、指定施設はコンサルタントグループなどが提供するサービスを利用することができます。こうしたサービスは、コンプライアンス問題の根本的な原因を特定する支援をしたり、持続可能な解決策の提案や変革の実践を手助けする可能性があります。このような組織によって提供されるサービスには様々な形があります。以下にその例をいくつか挙げます。

- 根本的な原因の分析
- 徹底したシステム分析
- トレーニングプログラム

以下の社会順守コンサルタントはこれらのサービスを提供できる可能性があります。このリストは完全なものでも、排他的なものでもありません。これら提供されるサービスはディズニーによって承認されたものではなく、これらあるいは他の社会順守コンサルタントのサービスを受けることにより、指定施設がディズニー・ブランド製品の生産承認を取得、または維持できることを保証するものでもありません。ライセンシー、ベンダー、指定施設は、社会順守コンサルタントを雇うことを要求されているわけではありません。ライセンシーまたはベンダーが社会順守コンサルタントを雇うことを選択した場合、自己の裁量で、次のリストから、あるいは他の機関を選んで構いません。適切な作業計画を特定し、コンサルタントと条件を交渉し、コンサルタントを雇う経費を負担するのはライセンシー、ベンダーあるいは指定施設の責任です。

ライセンシー、ベンダーあるいは指定施設は、ディズニーも一部サポートした『Good Practices Guide for Complying with Licensors' Social and Environmental Compliance Programs』(BSR・LIMA出版)を読んでみるといいかもしれません。ライセンサーの期待に沿うためのライセンシーとベンダーの基本的な要件が書かれています。Good Practices guideはwww.bsr.org/reports/BSR_Licensee_Guide_Final.pdfでご覧になれます。

1. **The Cahn Group**
   お問い合わせ先：Doug Cahn, Principal (info@thecahngroup.com)
   URL：www.thecahngroup.com
   北米に本部をもち、世界各地にパートナーあり

2. **China Training Institute (CTI)**
   お問い合わせ先：Jason Ho/ Manager, Advisory Services & CTI/Guangzhou (connect@bsr.org)
   または www.bsr.org/en/about/inquiry-form に問い合わせてください。
   URL：www.ctichina.org
   本部は、Business for Social Responsibility (BSR) にあり、中国事務所の中国の広州にあります。CTI プログラムサービスは、中国サプライヤーに重点を置いています。

3. **ELEVATE (前身: INFACT Global Partners and Level Works Ltd.)**
   お問い合わせ先：Mark Jones (mjones@elevatelimited.com)
   中国連絡先：John Yeh (jyeh@elevatelimited.com)
   URL：www.elevatelimited.com
   香港に本部を置き、中国には、広州、深セン、上海に事務所があります。ベトナム、スリランカ、フィリピン、ヨーロッパ、アフリカ、トルコ、中東、中米、メキシコ、米国にも事務所があります。

4. **Impactt Limited**
   お問い合わせ先：Rosey Hurst, Founder and Director (info@impacttlimited.com)
   URL：www.impacttlimited.com
   本部を英国のロンドンに置き、事務所は中国の香港、広州、およびUAEの ドバイにあります。

5. **Social Accountability International**
   お問い合わせ先：Jane Hwang、Director of Corporate Programs and Training (jhwang@sa-intl.org)
   URL：www.sa-intl.org
   米国ニューヨーク州ニューヨークに本部があり、オランダのアムステルダム、インドのバンガロー、米国マサチューセッツ州ボストン、UAEドバイ、スイスのジュネーブ、トルコのイスタンブールフィリピンのケゾン市、コスタリカのサンホセ、ブラジルのサンパウロ、中国の深センに地域支部があります。

6. **Verité**
   お問い合わせ先：Robin Jaffin, Director of Suppliers Program (verite@verite.org)
   URL：www.verite.org
   本部が米国マサチューセッツ州のアムハースト市にあり、中国深セン、フィリピンのマニラ、インドのニューデリーに連絡拠点があります。

付録7
ベター・ワーク・プログラムへの参加と手順

ザ・ウォルト・ディズニー・カンパニーは、ベター・ワーク（BW）・プログラムをサポートしています。ベター・ワーク・プログラムは、国際労働機構（ILO）および国際金融公社（IFC）間のパートナーシップで、政府、雇用者、従業員、国際バイヤーが協力して、労働基準の順守を改善し、グローバルサプライチェーンにおける競争力を促進します。ベター・ワークは現在、カンボジア、ハイチ、インドネシア、ヨルダン、レソト、ニカラグア、ベトナムで運営されています。

特定の調達許可国では、ディズニーは指定施設をディズニー・ブランド製品の生産に使用するために、その施設がベター・ワークに参加することを条件としています。この要件は現在、カンボジアとハイチに適用されています。ディズニーはベター・ワーク評価のみ、カンボジアとハイチにあるベター・ワークに参加している指定施設から受理します。参加方法の詳細を以下に概説します。

その他の調達許可国でも、ベター・ワークが存在する場合ディズニーは参加を強く奨励しています。ベター・ワークへの参加は、ベター・ワーク評価がブランドや小売店の間で広く受け入れられているため、監査活動を削減し、またベター・ワークのトレーニングや改善プログラムは、結果として、より持続的な労働基準の順守をもたらすことができるかもしれません。カンボジアとハイチ以外の国での参加に関する詳細は、www.BetterWork.orgを参照してください。

ベター・ワークの参加と、ディズニーへのベター・ワーク評価の提出方法

1. ベター・ファクトリー・カンボジア（BFC）・プログラムまたはベター・ワーク・ハイチ（BWH）・プログラムの情報はwww.BetterWork.orgで確認してください。
2. 指定施設がプログラムに参加しているかを確認します。参加していない場合、指定施設は登録方法についてベター・ワークに問い合わせます。
    a. カンボジアの場合、betterfactories@ilo.orgまたはBFCSUBSCRIPTION@ilo.orgのBFCに問い合わせてください。
    b. ハイチの場合、Haiti@betterwork.orgまたはlavallee@betterwork.orgのBWHに問い合わせてください。
3. ベター・ワークの登録時に、指定施設はBFC/BWHサードパーティ・アクセス申請書を記入してディズニーのBFC/BWH評価レポートへのアクセスを許可しなければなりません。最新の申請書と手順については、上記メールアドレスのBFCまたはBWHに問い合わせてください。
4. 記入したサードパーティ・アクセス申請書をBFC/BWH担当者に提出し、ディズニーILSの連絡先に適宜、コピーを送ります。
5. BFC/BWHデータベースへのアクセスが設定されますと、ILSは指定施設の評価レポートを取得し、ディズニーの最低コンプライアンス基準を満たしているかどうかを評価します。

付録8
調達認可国 - 2015年1月1日更新

ILS監査不要認可国			
アメリカ領サモア	キプロス	韓国	サンマリノ
アンドラ	チェコ共和国	ラトビア	シンガポール
アンギラ	デンマーク	リヒテンシュタイン	スロバキア共和国
アンティグア・バーブーダ	ドミニカ国	リトアニア	スロベニア
アルバニア	エストニア	ルクセンブルク	スペイン
オーストラリア	フィンランド	マカオ	セント クリストファー・ネイビス
オーストリア	フランス	マルタ	セント ルシア
バハマ	フランス領ギアナ	マルティニーク	セント ビンセント・グレナディーン
バルバドス	ドイツ	モーリシャス	スウェーデン
ベルギー	グリーンランド	モナコ	スイス
バミューダ諸島	グアム	オランダ	台湾
ボツワナ	香港	オランダ領アンティル	アラブ首長国連邦
ブルネイ	ハンガリー	ニュージーランド	イギリス
カナダ	アイスランド	ノルウェー	アメリカ合衆国
カーボベルデ	アイルランド	ポーランド	ウルグアイ
ケイマン諸島	イスラエル	ポルトガル	バージン諸島（アメリカ領）
チリ	イタリア	プエルトリコ	
コスタリカ	日本	カタール	
クロアチア	ジャージー、チャンネル諸島	レユニオン	

要ILS監査認可国			
アルバニア	ガーナ	マリ	サントメ・プリンシペ
アルゼンチン	ギリシャ	マーシャル諸島	サウジアラビア
アルメニア	グレナダ	メキシコ	セネガル
バーレーン	グアテマラ	ミクロネシア	セルビア
ベリーズ	ガイアナ	モルドバ	セーシェル
ベナン	ハイチ*	モンゴル	シエラレオネ
ブータン	ホンジュラス	モンテネグロ	ソロモン諸島
ボリビア	インド	モロッコ	南アフリカ
ボスニア・ヘルツェゴビナ	インドネシア	モザンビーク	スリランカ
ブラジル	ジャマイカ	ナミビア	スリナム
ブルガリア	ヨルダン	ナウル	スワジランド
ブルキナファソ	カザフスタン	ニカラグア	タンザニア
カンボジア**	ケニア	ニジェール	タイ
中国	キリバス	オマーン	トンガ
コロンビア	コソボ	パラオ	トリニダード・トバゴ
ジブチ	クウェート	パナマ	チュニジア
ドミニカ共和国	レバノン	パプアニューギニア	トルコ
エクアドル	レソト	パラグアイ	ツバル
エジプト・アラブ共和国	リベリア	ペルー	ウガンダ
エルサルバドル	マケドニア	フィリピン	ウクライナ
フィジー	マダガスカル島	ルーマニア	バヌアツ
ガボン	マラウイ	ロシア連邦	ベトナム
ガンビア	マレーシア	ルワンダ	ヨルダン川西岸地区とガザ地区
グルジア	モルディブ	サモア	ザンビア

*「Better Work Haiti」プログラムの対象となる施設のみ認可されます。

**「Better Factories Cambodia」による評価／監査報告書は、本プログラムへの参加資格がある工場についてのみ受理されます。「Better Factories Cambodia」への参加資格がない工場については、ディズニー「国際労働基準プログラムマニュアル」に記載のとおり、ディズニーは、その他の審査／監査報告書を受理します。

付録9
指定施設申請サンプル

例1 ミッキーの刺繍パッチとミッキーの形のボタンつきデニムシャツ

- FAMA申請書は、刺繍パッチとミッキーの形のボタンを作る指定施設、さらに刺繍パッチとボタンをシャツに取り付ける指定施設それぞれについて**提出してください**。さらにディズニーの専有マテリアル（素材）の生産、組み立て、ラベル貼り、または梱包施設用のFAMA申請書も提出する必要があります。
- 無地のデニムシャツを購入する指定施設のFAMA申請書を**提出する必要はありません**が、無地のデニムシャツは調達許可国で生産しなくてはなりません。

例2 ディズニー書籍

- FAMA申請書は、本の印刷および梱包施設のすべてについて**提出してください**。
- イラストやプロダクションフィルムを作るデザイン事務所や無地の紙を生産する指定施設についてはFAMA申請を**提出する必要はありません**。ただし、イラストやプロダクションフィルムは調達許可国で作成してください。

付録10
適用するディズニーの方針

ディズニーは、企業市民活動の目標に関して、多くの方針やアプローチを保持しています。方針やアプローチについては、http://thewaltdisneycompany.com/citizenship/policiesをご覧下さい。ディズニーのライセンシーまたはベンダーとして、貴社はディズニー・ブランド製品がILSプログラムおよびディズニー・ブランド製品の生産に適用されるその他のポリシーやアプローチを順守して生産されることを確実にする責任があります。

ウズベキスタン産コットンの使用制限

我々は、世界第 3 位のコットンの輸出国であり、その輸出量が世界の約 10 %を占めるウズベキスタンでのコットンの収穫に、広く体系的に強制的な児童労働が使用されていることに関する報告書に注意を払っています。この非常に重大な件について認識度を高め、この習慣の排除を推進するよう協力を働きかけるため、Responsible Cotton Network を通じて、他の主なブランド、小売業者、企業団体、SRI投資家、NGO、政府機関、多国間団体などの関係者と連携を結び、活動しています。今日までの重要な公私の努力にかかわらず、強制的な児童労働はウズベキスタンコットンの収穫において継続されたままです。したがって、当社はライセンシー、ベンダー、サプライヤーに対して、この件が解決するまで、ディズニー・ブランド製品でコットンを使用することを制限することをお願いしています。

コットンのサプライ・チェーンは複雑で、コットンは混合されやすく、最終製品からコットンの原産地をたどることは大変難しいと理解しています。弊社はライセンシーおよびベンダーに、コットンの供給元の追跡を始めて頂くように最善の努力を払うようにお願いしています。ディズニー・ブランドのアパレルおよびテキスタイル製品を生産する数千社のライセンシー、ベンダー、およびサプライヤーがある中で、弊社では、単一のアプローチや実施時期を規定していません。むしろこれは、コットンの原産地を追跡する能力を高め、最終的にはディズニー・ブランド繊維製品が強制的な児童労働によって作られたコットンから作られないことを確実にするために、幅広い範囲のステークホルダーのサポートと行動が必要となる、長期にわたる努力と考えます。

知りうる限りでは弊社のブランド製品にウズベキスタン・コットンが使用されたことは今までのところありません。しかし、世界のウズベキスタンコットンの量を考えると、使用を制限するための手順を開始することは懸命なことであると考えます。ウズベキスタンコットンの収穫にもはや強制的な児童労働を使用していないことが独自の検証により判明した場合、弊社では、ライセンシー、ベンダー、サプライヤーへの指示内容を再考します。

FACILITY AND MERCHANDISE AUTHORIZATION APPLICATION INSTRUCTIONS

Attached is the Facility and Merchandise Authorization ("FAMA") Application that must be completed for each Facility (as described below).

- Please make as many copies of the attached FAMA Application as necessary so that you can complete a FAMA Application for each Facility
- Once the FAMA Application is completed for each Facility, please send the completed application, together with any required supporting documentation, to your designated Disney Representative.
- Disney will review the information and determine whether each Facility will be authorized to produce Disney-branded products.
- **PRODUCTION OF DISNEY-BRANDED PRODUCTS MAY NOT BEGIN AT A FACILITY UNLESS AND UNTIL YOU RECEIVE A SIGNED FAMA APPLICATION FROM DISNEY.**
- You also may present the signed FAMA to Customs officials to facilitate the importation of goods if the Facility is outside the territory where the goods are to be sold.

Definition of "Facility": any of Licensee's or Vendor's own or third-party manufacturers, vendors, factories, farms, suppliers, and other facilities (as well as any sub-manufacturers, vendors, factories, farms, suppliers and other facilities) that design, produce, process, finish, assemble, or package products, components or materials, or any other item related to products, components or materials, containing, incorporating or applying any Disney intellectual property (i.e., any names, marks, logos, characters, artwork, or other proprietary material owned or controlled by The Walt Disney Company or any of its affiliated companies), all of which are hereby referred to as Disney-branded products.

Exclusions: At this time, production facilities that do not need to be declared, and for which no FAMA Application is required, include (i) facilities that produce blank or generic products, components or materials that DO NOT contain, incorporate or involve the application of any Disney intellectual property (such as blank or generic cardboard boxes, plastic wrap, or plain buttons) and (ii) raw materials, fabric mills or processors of generic commodity items such as cotton, metal and paper that DO NOT contain, incorporate or involve the application of any Disney intellectual property.

Unless involved in the actual production or manufacture of Disney-branded products, DO NOT list agents, business offices or showrooms as a Facility. The Shipper and/or Importer of Record is strictly the party who transports the goods; if the name is different from that of the Licensee/Vendor or Facility, please so indicate on the FAMA Application.

Incomplete or illegible forms will be returned to you for resubmission. Please make copies of these forms and use the copies to submit your information. Maintain the original in your files for future use.

サンプル

FACILITY AND MERCHANDISE AUTHORIZATION APPLICATION

(Please Type or Print Legibly in Ink)

LICENSEE/VENDOR NAME: _____

STREET ADDRESS: _____

TELEPHONE NUMBER: _____

FAX NUMBER: _____

CONTACT NAME, TITLE AND, IF AVAILABLE, E-MAIL ADDRESS: _____

1. Facility Name (Place where Disney-branded product will be produced):

_____

1a. Facility Address:

_____

_____

_____

_____

_____

1b. Telephone Number: _____

1c. Fax Number: _____

1d. Contact Name, Title and E-mail:

_____

_____

1e. List all other names by which the Facility is known:

_____

_____

1f. Is this Facility owned by the Licensee or Vendor?

_____Yes _____No

1g. List all Disney-branded product to be produced in this Facility (as listed on the license agreement) : ***Attach a separate sheet if necessary***

2. Disney Intellectual Property (e.g., Logo, Character, Name):

3. Territory where Disney-branded product may be sold or given away:

4. ☐**Shipper** ☐ **Importer of Record** (check one).

Provide Name and Address: Only list if the transporter of the Disney-branded product is other than Facility or Licensee/Vendor.

サンプル

The Walt Disney Company

FACILITY AND MERCHANDISE AUTHORIZATION

LICENSEE/VENDOR NAME: **Sample Toy Company**
STREET ADDRESS:
One Sample Place
Anywhere, CA 00000
USA

TELEPHONE NUMBER: **000-000-0000**

FAX NUMBER: **000-000-0000**

CONTACT NAME, TITLE AND, IF AVAILABLE, E-MAIL ADDRESS:
Mr. B. Fun
President
bfun@sampletoys.com

1. Facility Name (Place where Disney-branded product will be produced):
Lucky Toy Manufacturing Co.
(G111-1111-1))

1a. Facility Address:
#1 Industrial Road
Lucky Village
Anywhere City, Anywhere Province
China

1b. Telephone Number: 86-000-000-0000

1c. Fax Number: 86-000-000-0000

1d. Contact Name, Title, and E-mail: Mr. Play[illegible]nera[illegible]Manager,
mplay@luckytoy.com

1e. List all other names by which the Facility is known:

1f. Is this facility owned by the Licensee or Vendor?

No

1g. List All Disney-branded product to be produced in this Facility (as listed on the license agreement):

Plush Toys 6", 8", 10"

2. Disney Intellectual Property (e.g. Logo, Character, Name):

Disney's Winnie the Pooh, Disney Princesses, Finding Nemo

3. Territory where Disney-branded product may be sold or given away:
USA, Canada

4. ☐**Shipper** ☐ **Importer of Record** (check one).
Provide Name and Address: Only List if the transporter of the Disney-branded product is is other than Facility or Licensee/Vendor.

SAMPLE

Once signed on behalf of Disney Consumer Products, Inc., and/or its affiliates and/or its authorized sublicensors ("Disney") this document may be presented to the Customs authority at the port of export from the country specified above where the manufacturing facility is located and at the port of entry in the country specified as the territory where the Merchandise may be sold to confirm Disney's authorization of shipments of the Merchandise identified above. This Authorization shall expire on the first to occur of the following: (1) the passage of 3 years from the date set forth below, (2) the expiration or termination of the applicable agreement between Licensee/Vendor and Disney, or, (3) the termination of the Authorization by Disney.

Very truly yours,

Disney Consumer Products, Inc.

Disney Representative

Name of Disney Representative
Name of Business Unit

Date: April 15, 2013

500 South Buena Vista Street / Burbank, California 91521 / (818) 560-1000
© Disney

International Labor Standards Group

Code of Conduct Assessment Notification

500 South Buena Vista Street
Burbank, California 91521-8400 USA

From: **International Labor Standards**
Email: CORPILS-FANReply@disney.com

To: XXXXX
Licensee/Vendor: XXXXX.
Licensee/Vendor ILS #: XXXXXX
Fax Number: XXX-XXXX-XXXX Country: China

Notice of assessment of manufacturing facility producing Disney articles

Disney Worldwide Services, Inc. has selected the following facility for a Code of Conduct compliance assessment by our authorized monitoring organization**,** in approximately 90 days.

Facility to be assessed: XXXXXXXX
ILS Number: **X000-0000-0**
Location: XXX XXXXXXX
XXXXXX, XXXXX, XXXXX

Our records indicate that this is a facility currently engaged in the manufacture of Disney-branded products pursuant to your license agreement with Disney.

As you are aware, your license agreement with Disney requires that our auditors be provided entrance into the facility at the time of assessment. A denial of access to the facility would result in a breach of your license agreement and could result in the termination of the facility's authorization to manufacture Disney-branded products.

Please notify your facility immediately of this pending assessment

Please contact us promptly, and in any event within 15 days, at CORPILS-FANReply@disney.com and reference the ILS number **X000-0000-0**
if:

1. The manufacturing facility information is incorrect. If this is the case, please provide the correct facility information.
2. The manufacturing facility has relocated. If this is the case, please provide the new address and contact details.
3. You are no longer using the manufacturing facility. In this case, please provide the name, address, phone, contact of the manufacturing facility you are using.

Disney Worldwide Services, Inc., an indirect subsidiary of The Walt Disney Company, provides services in support of the International Labor Standards program of The Walt Disney Company family of companies

付録14
中国の玩具生産指定施設とICTIケア

ディズニーは世界各地の玩具生産施設の労働者に安全で人道的な仕事場を保証するため、国際玩具産業の倫理的製造プロセスを運営する玩具産業国際協議会ICTIケア基金と覚書（MOU）を締結しています。この覚書により、

- ディズニーは、ICTIケア・プロセスを、これに参加する指定施設が労働基準と労働者の権利に関するディズニーの要件を満たすためのプログラムとして認定しています。
- ディズニーにアクセスを承認した指定施設については、ICTI ケア・プロセス監査データベースをディズニーが利用できるようにします。

中国にある貴社の玩具生産施設がICTIケア・プロセスに参加している場合、ディズニーがその指定施設のILS監査レポートへアクセスできるようにしてください。こうすることにより、ディズニーは貴社の指定施設をより迅速に認可することができると共に、ライセンシーまたはベンダーにとって、指定施設の監査にかかる時間と費用を削減することができる可能性があります。ICTIケアに連絡し、適当な登録・認可申請書を入手してください。サンプル ICTIケア基金認可申請書はこの欄にあります。

貴社の玩具生産施設が現在ICTIケア・プロセスに参加していない場合、申請および参加することを強く推奨します。ICTIケア・プロセスは、玩具業界に共通の一つの社会順守監査基準を確立し、ディズニーその他多くの玩具メーカーおよび小売業者がこれを認定しています。ICTIケア・プロセスに参加することで監査の重複を避け、経費を削減し、指定施設のディズニーによる認可をより迅速にできる可能性があります。参加申請については http://www.icti-care.org/applicationpackage.html をご覧ください。

重大な不順守事項があったためICTIケア・プロセス(ICP)プログラムから除名された指定施設はディズニー・ブランド製品の生産承認を取り消される可能性があります。

ICTIケアについての詳細は http://www.icti-care.org/をご覧ください。

ディズニーは将来ICTIケアとの取り決めを変更または終了する可能性もあります。

ICTI CARE Foundation Asia Limited
WWW.ICTI-CARE.ORG

ICTI CARE Foundation

Please send the completed form to us請填妥此授權書並把之交回。Fax傳真: 852-21112126 / Email電郵: asia@icti-care.org

Factory Information Access Authorization Form

取閱工廠資料授權書

This is to certify that the following ICTI Seal Applicant or Holder
茲證明以下ICTI證書申請者或持有者

English name英文名稱	Chinese Name中文名稱	ICTI Seal no. 證書號碼
_____	_____	_____

hereby confirms their consent to authorize their customers listed as follows: _____

_____ to have access to their audit reports and other relevant information at the ICTI CARE Process.

同意授權其下列客戶—_____取閱其在ICTI CARE Process的審核報告及相關資料。

The ICTI Seal Applicant or Holder fully understands that they have to inform ICTI CARE Process in written form in the event of any changes in the granting their of customers' access to information related to them in the ICTI CARE Process.
此ICTI證書申請者或持有者亦完全明白，如在授權客戶取閱其資料之事宜上有任何變動，必須以書面通知ICTI CARE Process。

The ICTI Seal Applicant or Holder confirms their full understanding of and agreement to the above by signing below.
以下由ICTI證書申請者或持有者簽署確認完全明白及同意以上陳述。

Name of Legal Representative 法人代表姓名：	
Signature of Legal Representative 法人代表簽名：	
Factory Chop工廠蓋章：	
Date日期:	

Note: the English text shall always be referred to in the event that any dispute about interpretation exists between the English and Chinese texts. 如以上文本之中文及英文有不相符處，均以英文作準。

付録16
ILS監査行程表サンプル

以下の行程表はライセンシー、ベンダー、指定施設の管理者用に、ILSプログラムで義務付けられているILS監査への準備をしていただくためのものです。ILS監査は、指定施設の規模により一日かそれ以上かかることもあり、ILS監査に関わる要員はこの時間監査に参加できる状態になっていることを期待されています。記載された予定終了時間は推定であり、異なることもあります。

I. **開始時のミーティング**（20分）－ILS監査プロセスについてILS監査を完了するのに鍵となる管理者と打ち合わせます。

II. **健康と安全に関する施設の視察**（指定施設の規模により1～2時間）－指定施設全体、倉庫、化学薬品保存庫、食堂、宿舎（該当する場合）の視察をします。

III. **従業員面談**（一回につき10～20分）－指定施設の視察と書類調査時に様々な持ち場の従業員を選びます。面談は個室で行われます。

IV. **書類調査**（2～3時間）－調査対象書類のリストについては、付録の「ILS監査チェックリストサンプル」をご覧ください。

V. **終了時のミーティング**（20分）－監査人がILS監査の結果を管理者に開示し、改善措置計画について検討します。管理者は質問や意見を述べる機会があります。

SAMPLE

付録17
ILS監査チェックリストサンプル

指定施設の現地監査実施に際し、ライセンシー、ベンダーおよび指定施設管理者は以下の記録と書類の原本をそろえ監査人が閲覧できるようにしてください（地域/国に適用されるもの）。

- 事業/業界ライセンス、登録、免許、および/または認定証
- 政府や銀行により発行された従業員への社会保険の支払い確認書類
    - o 取消した小切手またはその他の支払確認書
    - o 明細書
- 火災訓練の記録、非常時の避難計画、消防検査報告書、防火証明書
- 健康および安全に関する資料と研修記録
- 機器と機械操作の認定書、ライセンス、および免許
- 機械保守記録
- 環境保全に関する記録と指定施設内で使用される化学品のリスト（有機および無機化学品）
- 従業員年次健康診断結果
- 政府の要請による掲示物
- 就業規則と附則
- ディズニー行動規範
- 全従業員のフルネーム、雇用年月日、生年月日、指定施設での地位を示したリスト
- 人事ファイル
- 最近 12 ヶ月間の給与記録:
    - o 詳細な給与台帳記録
    - o 出来高記録および生産記録
    - o 取り消した小切手 / 現金支払の月次明細および記録
    - o 電子送金記録
- 最近 12 ヶ月間の出勤記録:
    - o タイムカードまたはタイムシート
    - o 休暇記録

SAMPLE

<u>質問のサンプル</u>

1. この指定施設で最も年齢の若い労働者は何歳ですか？
2. 学齢期の子供が実際の仕事を経験するプログラムがありますか？
3. 18歳未満の労働者に適用される制限規制がありますか？
4. この指定施設では、従業員の年齢を確認するために、どのような手続きを実施していますか？
5. この指定施設では、全従業員が自由な意思に基づいて働いていますか？
6. この指定施設では、全従業員が自由な意思に基づいて働いていることを確認/監視するためにどのような手続きを実施していますか？
7. 雇用のプロセスにおいて、従業員の所有物が雇用者によって保留されていますか？
8. この指定施設の労働者の中に、囚人や軍あるいはその他の政府機関から命じられて働いている人がいますか？
9. 従業員は自分の作業シフトが終わったら自由に帰れますか？
10. 守衛が配置されている場合、通常の安全確保だけを目的としていますか？その場合、基本的な職務は何ですか？
11. 従業員はどのように採用されていますか（新聞広告、仲介、契約）？
12. 従業員が違反行為をしたり、成績が劣る場合、どのような懲戒がありますか？

13. この指定施設では年齢、人種、民族、宗教、性別、性的嗜好、政治的意見ないし出身国によって雇用を制限していますか？
14. 雇用主が訓練を受けた従業員（すなわち生産要員）に支払う最低賃金はいくらですか？訓練を受けていない従業員の場合はいくらですか？
15. 従業員の賃金の支払はどのような方法で行われていますか？（現金、小切手、振込み、その他）
16. 賃金額の計算はどのように行われていますか？（時間給、出来高給、日給、その他）
17. 出勤状況は記録に残していますか？
18. 従業員にどのくらいの頻度で賃金を支払っていますか？（週給、月給、その他）
19. 従業員の賃金から控除されるものがありますか？
20. 従業員に支払う給与からどのような費用を控除していますか？
21. これについてどのように記録していますか？
22. 会社からの借入金のある従業員はいますか？
23. この指定施設では従業員にどのような手当や福利厚生が提供されていますか？（住宅、食事、交通費、その他の手当）保険医療サービス、保育サービス、病気休暇、忌引、非常休暇、妊娠および生理休暇、年次休暇、宗教行事および祝祭日休暇、社会保障保険、生命保険、健康保険、労働者災害補償、その他の保険の負担金。）
24. 福利厚生の給付金ないし手当は最低賃金の計算に含めていますか？
25. 従業員に提供しているインセンティブ制度（例、ボーナス）が何かありますか？
26. 労働者の研修中の給与は支払われますか（研修を行う場合）？
27. 労働者に時間外労働手当が支給されていますか？
28. 連続労働日数は最大何日ですか？
29. この指定施設の操業時間は何時から何時までですか？
30. この指定施設の作業シフトは1日何交代制ですか？
31. 1シフトの労働時間は何時間ですか？
32. 時間外労働の手当はどのように計算していますか（例えば、平日は1.5倍、休日2倍等）？
33. 1週間の1労働者当たりの時間外労働時間は平均何時間ですか？
34. 通常の賃金が支払われる1日の労働時間は最大何時間ですか？
35. 1週間につき従業員が求められる最大就業時間数は何時間ですか？
36. 従業員は1日の間で食事をとる時間がありますか？
37. 従業員は1日の間で休憩をとる時間がありますか？ある場合と回答した場合、1日の休憩回数とそれぞれの休憩の長さはどのくらいですか？
38. 従業員は家に仕事を持ち帰ることがありますか？
39. 家に持ち帰った仕事に対する賃金はどのように決められていますか？
40. この指定施設には応急処置用の備品が用意されていますか？
41. 指定施設内に医療の訓練を受けた職員がいますか？
42. 安全教育/研修プログラム（例、応急処置等）は実施していますか？
43. この指定施設の中に消火器ないしスプリンクラーシステムを設置していますか？
44. 2階建て以上の建物には火災避難装置を設けてありますか？
45. 従業員が無償で使える個人保護具はありますか？
46. 従業員は制限なく飲料水を飲むことができますか？
47. この指定施設には使用可能なトイレがいくつありますか？(男性/女性用)
48. 換気および照明システムはありますか？
49. 各作業シフトにつき監督者がフロアにいますか？
50. 各作業シフトにつき何人の監督者がいますか？
51. この指定施設では従業員が連合することを認めていますか？
52. この指定施設では労働者に住居施設を提供していますか？はいと回答した場合ベンダー/ライセンシーが管理する指定施設/賃貸施設/その他
53. 環境について指定施設ではどのような努力をしていますか（例、廃棄処理、空気の浄化、危険物処理）？

SAMPLE

54. この指定施設の製造工程の中で外部委託しているものがありますか？
55. 個人、家族や労働集団に仕事を委託していますか？
56. これらの労働者によって生産されているのはどんな品物/構成品ですか？
57. これらの労働者にはどのように支払を行っていますか？

以後の質問は寮についてです。

58. 建物の棟数とこの寮に住んでいる従業員数
59. 1寝室当たりの平均従業員数
60. 寝室内の従業員1人当たり概算スペース（平方メートル）
61. 寝室は性別ごとに分けられていますか？
62. 従業員には1人ずつ自分のマットまたは寝るためのスペースが提供されていますか？
63. 寮の部屋は内側または外側から施錠できますか？
64. 火災その他の非常時の避難に関する指示は、従業員の母国語ですべての寝室に掲示されていますか？
65. この指定施設ではすべての寝室に消火器を置いていますか？
66. 火災訓練は実施していますか？
67. 2階建て以上の建物では火災避難装置を設けてありますか？
68. 可燃物が寮または寮に隣接する建物の中に保管されていますか？
69. 従業員用のトイレおよびシャワー設備の数（男性・女性用）
70. シャワー設備では温水が使えますか？
71. キッチンまたは洗濯施設はありますか？
72. 従業員に次の料金を請求していますか？（寝室、食事、交通費、その他）いくらですか？
73. 寮への人の出入りは管理されていますか？
74. 従業員に門限を課していますか？
75. 従業員は寮に自由に出入りができますか？

SAMPLE

付録18
改善案（CAP）レターサンプル

＊ディズニーが単独で実施したILS監査の場合

ライセンス契約および/またはメモランダム・オブ・アンダースタンディングに基づき、[国名]、[市] に所在する [指定施設名とILS番号] において、[監査実施日] に監査をさせていただきました。

この監査の結果、当指定施設は製造業者行動規範に基づくディズニーの最低基準（MCS）を満たしていないことが判明しました。

MCS違反 – 直ちに対応する必要があります

以下に判明したMCS違反は直ちに是正する必要があります。必要な改善措置を取らない場合は、当指定施設でのディズニー・ブランド製品生産の承認は撤回されることになります。

1. **年齢にかかわる要件**
    a. 16歳未満の従業員がいる。
    b. 従業員の最低年齢要件の順守が、一部の従業員に関する身分証のコピーなどの年齢を証明する書類がないため、完全に検証できなかった。

MCS以外の違反 - 速やかに対応する必要があります

以下はすべてMCS以外の規範違反事項のリストです。その他すべての規範違反にも、弊社の労働条件改善の継続的取り組みの一環として速やかに是正対応してください。

1. 時間外労働
    a. 従業員が1ヶ月間に102時間の時間外労働を行った。
    b. 従業員が13日間連続して就労していた。

ライセンシーおよびベンダーは、当指定施設を継続して使用するための条件として、すべてのMCS違反を直ちに改善する責任があります。その他すべての違反にも速やかに対応してください。

この通知に従ってMCS違反を改善しない場合、当該指定施設のディズニー・ブランド製品生産の承認は取消されることになります。

ディズニーはレターの日付から約90日後にフォローアップ監査を行います。フォローアップ監査にMCS違反が判明した場合、すべてのライセンシーおよびベンダーは当指定施設でのディズニー・ブランド製品の生産を速やかに（ディズニーによる通知から30日以内、または法令で別段に要求される通り)停止し、すべての在庫品を撤去することが求められます。その後、ディズニーによる承認撤回により、当指定施設は12ヶ月間ディズニー・ブランド製品を生産することができなくなります。

さらに詳しい説明をご要望の場合、または貴社が当指定施設を使用していない場合は[問い合わせ先]にご連絡ください。

本件に関して、お時間をいただきありがとうございます。

よろしくお願いします。

SAMPLE

付録19
改善案（CAP）レターサンプル

＊ライセンシーおよびベンダーによって提出されたILS監査の場合

[監査受領日] に、ディズニーは [国] の [市] にある [工場名とILS#] の監査レポートを受理しました。

この監査の結果、当指定施設は製造業者行動規範に基づくディズニーの最低基準（MCS）を満たしていないことが判明しました。

MCS違反 – 直ちに対応する必要があります

以下に判明したMCS違反は直ちに是正する必要があります。必要な改善措置を取らない場合は、当指定施設でのディズニー・ブランド製品生産の承認は取り消されることになります。

1. **部分的なアクセス拒否**
    a. 監査人は検査を遂行しようとしましたが、必要な文書の閲覧ができませんでした。

MCS以外の違反 - 速やかに対応する必要があります

以下はすべてMCS以外のディズニー行動規範違反事項のリストです。その他すべての規範違反にも、弊社の労働条件改善の継続的取り組みの一環として速やかに是正対応してください。

1. 福利厚生
    a. 全従業員がすべての社会保険加入による恩恵を受けていない。

ライセンシー・ベンダーは、当指定施設を継続して使用するための条件として、すべてのMCS違反を直ちに改善する責任があります。その他すべての違反にも速やかに対応してください。

この通知に従ってMCS違反を改善しない場合、当該指定施設のディズニー・ブランド製品生産の承認は取消されることになります。その場合、すべてのライセンシーおよびベンダーは当指定施設でのディズニー・ブランド製品の生産を速やかに（ディズニーによる通知から30日以内、または法令で別段に要求される通り)停止することが求められます。

[監査実施日]後の日付が付されたMCS順守を証明する監査レポートを、本レターの日付けから90日以内にディズニーに提出しなければなりません。

- 要請通りに監査レポートが提出されない場合、MCS順守を証明する監査レポートを提出するまで、ディズニーブランド製品の生産をすることができません。
- その後提出された監査レポートがMCSを満たしていない場合、当指定施設はディズニーによる承認撤回により、最低12ヶ月間ディズニー・ブランド製品の生産には不適格となります。

このレターは当指定施設で現在ディズニー・ブランド製品を生産しているすべてのライセンシーおよびベンダーに提供されます。貴社は必要な監査準備を指定施設と調整してください。

さらに詳しい説明をご要望の場合、または貴社が当指定施設を使用していない場合は [問い合わせ先] にご連絡ください。
本件に関して、お時間をいただきありがとうございます。

よろしくお願いします。

SAMPLE

付録20
指定施設の生産承認取り消しレターサンプル

日付

○○○ライセンシーまたはベンダー
（[住所]）

ライセンシーまたはベンダー御中

ライセンス契約および/またはメモランダム・オブ・アンダースタンディングに基づき、[国名]、[市]に所在する[指定施設名とILS番号]において、[監査実施日]に第2回目の監査が実施されました。この追跡監査の結果、当指定施設は製造業者行動規範に基づくディズニーの最低基準（MCS）を依然満たしていないことが判明しました。

前回の通知とディズニーのILSプログラムに従い、当指定施設の生産承認は取り消されました。貴社は当指定施設でのディズニー・ブランド製品の生産を、（本通知から30日以内、または法令で別段に要求されるとおり）速やかに停止しなければなりません。当指定施設は本通知から12ヶ月間ディズニー・ブランド製品の生産には不適格となります。

既に貴社から施設を使用しない旨のご連絡をいただいている場合には、このレターは、以後この指定施設でディズニー・ブランド製品をご生産いただけないことのご通知としてお受け取りください。

敬具

SAMPLE

Disney International Labor Standards
Facility Reinstatement Form

Authorization for production of Disney-branded products was previously withdrawn from this facility for non-compliance with the Disney Code of Conduct for Manufacturers. We may consider reinstatement after completion of this form and further review of required documentation. Please return the completed form to your Disney International Labor Standards (ILS) contact for review.

A. LICENSEE/VENDOR AND FACILITY INFORMATION

(To be completed by Disney ILS)

Licensee/Vendor (L/V) Name:

L/V ILS Number:

Business Unit / Local Office:

Facility Name:

Facility ILS Number:

Reason For Loss of Authorization:

B. CORRECTIVE ACTION TAKEN

(To be completed by Licensee/Vendor)

1. List in this section the steps the Facility has taken to remediate the issues that led to the termination (add pages, if necessary);
2. Provide supporting documents for Item 1 above to demonstrate the corrective actions and steps taken to maintain compliance with the Disney Code (e.g., copies of written policies and procedures, evidence of management and/or worker training, photos, and other information as appropriate); and
3. Provide a qualified audit.

Please list steps here. *(Attach supporting documents and audit.)*

C. APPROVAL

(Must be signed by Disney Business Unit (BU) Vice President upon submission of reinstatement request and Disney ILS Management upon final approval to reinstate the facility)

BY SELECTING "I AGREE" BELOW, YOU ARE ACKNOWLEDING YOUR APROVAL AND SUPPORT FOR REINSTATING THE ABOVE FACILITY.

○ I Agree

Disney BU Vice President (Print Name and Title)

Date Signed

○ I Agree

Disney ILS Management (Print Name and Title)

Date Signed

D. DISNEY INTERNATIONAL LABOR STANDARDS RECOMMENDATION

(For Disney ILS use only)